



ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険

事業活動を取り巻くリスクに最適な補償プランを



ひとつの保険で大きな安心



日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424[9:00~17:00(土日除く)]
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

事業を取り巻くさまざまなリスクを

日新火災の「**ビジコン**」は、
必要な補償を組み合わせ、
事業活動にぴったりの
保険を設計できます。
効率的で充実した
補償内容で事業活動
を支えます。



でまとめて補償

ビジコンとは?

1つの保険で大きな安心を

ビジコン1つで、事業活動に不可欠な
3つのリスクに対応します。
想定されるリスクがひと目でわかる
『事業活動リスク補償マップ』をご用意
しました。プラン設計にご活用ください。

リスクにあわせて、必要な 補償のプラン設計が可能!

「盗難損害の補償を手厚くしたい。」「高
台にある事務所だから、水災の心配は
ないと思う。」などのご要望に合わせ、
必要な補償をカスタマイズし、物件別、
業種別リスク実態に沿ったプラン設計
ができます。

複数の物件をまとめて ご契約いただけます!

全国各地に所在する事務所や店舗、
工場、社員寮などをまとめてご契約い
ただけます。
各物件の保険手当て管理業務の簡素
化にお役立てください。

お得な「まとめて割引」

補償をまとめてご契約いただくと、保険料がお得になります。

財物損壊リスク
に対する補償 + 売上減少リスク
に対する補償 または 賠償責任リスク
に対する補償

保険料**3%割引**

財物損壊リスク + 売上減少リスク + 賠償責任リスク
に対する補償 + 賠償責任リスク
に対する補償

保険料**5%割引**

〈ビジコンで補償の対象とすることができる主な事故例〉

財物損壊リスクに
対する補償で対応

給排水設備から
水もれ。商品が
損害を被った。

賠償責任リスクに
対する補償で対応

製造販売した電
気ストーブに欠
陥があり、火災
が発生した。

賠償責任リスクに
対する補償で対応

電線の取替工事中、
工具を落とし通行人
がケガ

財物損壊リスクに
対する補償で対応

商品を輸送中に
車から商品が落
下し、壊れてし
まった。

売上減少リスクに
対する補償で対応

製造販売した弁当
により食中毒が発
生。2週間の営業停
止処分を受けた。

賠償責任リスクに
対する補償で対応

従業員が誤って
料理をこぼし、
お客さまの服を
汚した。

売上減少リスクに
対する補償で対応

隣接建物から類焼
し、店舗が一部燃え
てしまった。改装工
事のため3週間休業

財物損壊リスクに
対する補償で対応

調理場で火が建
物に燃えうつり、
建物の一部が燃
えた。

安心して事業活動を行うために・・・

3つの安心をまとめて、もっと大きな安心に

CONTENTS

財物損壊リスクに対する補償

- 保険の対象の範囲…………… P06
- 保険金額の設定とお支払いする保険金…………… P07
- 保険料の決定方法…………… P07
- スタンダード補償…………… P08
- アップグレード補償…………… P10
- ニーズに合わせて必要な補償を選択…………… P11
- 建築中財物補償特約…………… P12

プラン設計にあたって

● 財物損壊リスクに対する補償

建物や設備・什器・商品・製品などの財物へのリスクを補償します。必ずセットいただく補償となりますので、ご一読ください。



売上減少リスクに対する補償

- 休業損失補償特約…………… P14
- 家賃損失補償特約…………… P16

● 売上減少リスクに対する補償

店舗や工場等が、自然災害や事故により休業を余儀なくされた場合の損失を補償します。



賠償責任リスクに対する補償

- 賠償責任リスクに備えましょう…………… P18
- 施設・業務行為賠償責任補償特約…………… P20
- 請負業者賠償責任補償特約…………… P20
- 生産物賠償責任補償特約…………… P21
- 保管者賠償責任補償特約…………… P22
- 自動車管理者賠償責任補償特約…………… P22
- 旅館賠償責任補償特約…………… P23
- 借家人賠償責任・修理費用総合補償特約…………… P24

● 賠償責任リスクに対する補償

事業活動に伴い発生したさまざまな事故による第三者への損害賠償責任に備える補償です。事業活動別に7つの補償をご用意しています。



補償内容に関する資料編

- 地震保険について…………… P26
- 参考資料…………… P27
- ビジコンの主な補償内容
- 財物損壊リスクに対する補償…………… P28
- 売上減少リスクに対する補償…………… P32
- 賠償責任リスクに対する補償…………… P33
- 用語の解説…………… P36

補償内容の詳細や、ご契約に際してご注意いただきたいことなどを記載しています。



その他

- 保険期間・保険料のお支払方法…………… P37
- 保険約款はインターネットで…………… P37
- ご契約時のご注意…………… P37
- ご契約内容に変更が生じた場合・事故が発生した場合…………… P39

財物損壊 リスクに対する 補償

敷地内に所在する財物に生じた火災や落雷、破裂・爆発など、さまざまな事故により被る損害に備えた補償です。基本となる補償にご希望の補償を追加したり、不要な補償を外すなど、カスタマイズできます。



- P06 保険の対象を決定します
- P07 保険金額の設定、お支払いする保険金、保険料の決定方法について確認します
- P08 基本となる補償を確認します
- P10 〈補償を充実させたいお客さま〉アップグレード補償からご希望の補償をお選びください
- P11 〈保険料を抑えたいお客さま〉ニーズに合わせて必要な補償をお選びください
- P12 〈建設業者・建物付帯設備業者のお客さま〉建築中財物への補償を確認します

財物損壊リスクに対する補償

売上減少リスクに対する補償

賠償責任リスクに対する補償

資料編

保険の対象を決定しましょう

Check!

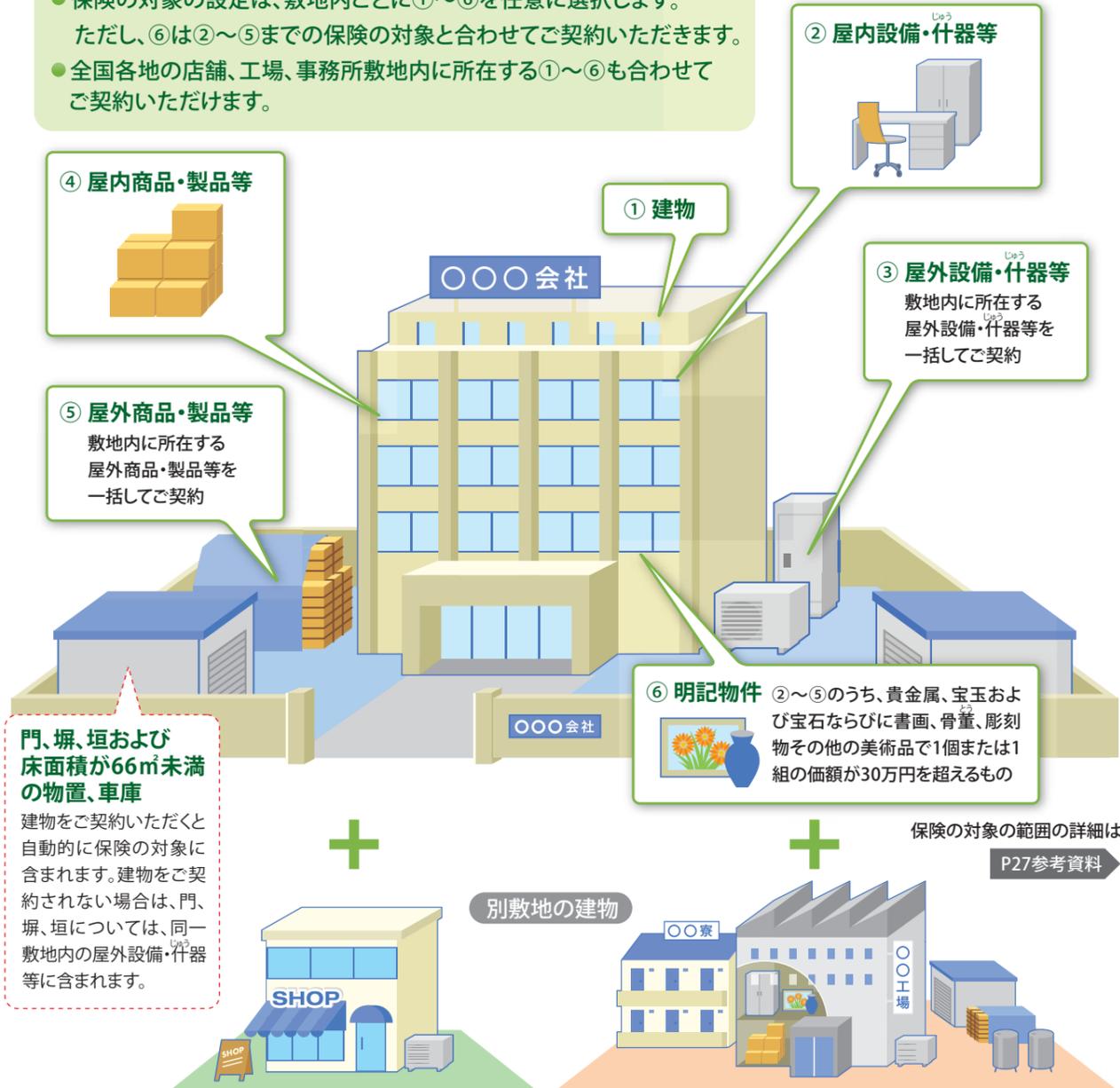
保険金額の設定について

保険金額とは保険契約において設定する契約金額をいいます。万一の事故の際十分な補償を得るために、評価額いっぱいを設定することをお勧めします。ただし、評価額を超えて設定することはできませんのでご注意ください。

保険の対象の範囲

保険をおつけいただく「もの」を決定します。
ビジコンでは①～⑥を保険の対象とすることができます。

- 保険の対象の設定は、敷地内ごとに①～⑥を任意に選択します。ただし、⑥は②～⑤までの保険の対象と合わせてご契約いただけます。
- 全国各地の店舗、工場、事務所敷地内に所在する①～⑥も合わせてご契約いただけます。



保険金額の設定とお支払いする保険金

保険金額の設定は、保険の対象ごとに評価を行い、評価額の範囲内で設定します。

保険の対象	評価基準(注1)	保険金額	お支払いする保険金
①建物 ②屋内設備・什器等 ③屋外設備・什器等	新価額	新価評価額の範囲内で設定します。 例 新価評価額1億円の場合 ↓ 保険金額は1億円の範囲内で設定	保険金額を限度に実際の損害の額をお支払いします(注2)。損害の額は、新価額を基準とします。
④屋内商品・製品等 ⑤屋外商品・製品等 ⑥明記物件	時価額	商品・製品等 仕入原価等の直近1年間の平均在庫実績80%以上で設定します。 ご契約期間中に平均在庫実績が大幅に減少することがご契約時に分かっている場合は、予定在庫高によって設定します。 明記物件 時価評価額の80%以上で設定します。	保険金額を限度に時価額を基準としてお支払いします(注2)。

(注1) 新価額とは、同等の価値のものを再築または再取得するために必要な金額をいいます。
時価額とは、新価額から使用や経年による消耗分(減価分)を差し引いた金額をいいます。
(注2) 補償内容やご契約の条件により、自己負担額および支払限度額の設定があります。

保険料の決定方法

保険料は、①物件の種別 ②構造級別 ③業務内容をもとにし、その他、補償内容等の条件により決定します。

①物件の種別

物件の規模や用途によって以下の分類を行います。

一般物件	工場物件	住宅物件
店舗、事務所、倉庫、住宅兼店舗など工場物件・住宅物件に該当しない物件とその敷地内に所在するもの	以下のいずれかに合致する物件とその敷地内に所在するもの ●工業上の作業に使用する動力の合計が50kw以上 ●工業上の作業に使用する電力の合計が100kw以上 ●作業員が常時50人以上 など	居住を目的としてのみ使用される建物(保険の対象となるのは法人所有の住宅物件に限ります。)

⚠ 物件の種類に関わらず、「家財」は補償の対象となりません。

②構造級別の判定

建物の柱の部材等を基準に、構造級別を判定します。

柱の部材等	コンクリート造など	鉄骨造など	木造など
構造級別	1級	2級	3級

※一般物件、工場物件の場合

③業務内容の判定

実際に行っている業務の実態に応じて物件ごとに判定します。



保険の対象とならない主なもの

- 通貨等(通貨、小切手、手形などをいいます。)、預貯金証書、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物(通貨等または預貯金証書の盗難による事故は補償の対象となる場合があります。)
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- テープ、ディスク等コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ等であって市販されていない物

基本となる補償を確認しましょう

Check!

費用保険金とは▶▶

費用保険金とは、火災などの事故により保険の対象が損害を受けた場合に、その損害により派生してくる費用に支払われる保険金です。ビジコンでは6つの費用保険金をご用意しています。

スタンダード補償

事業環境を取り巻くさまざまなリスクから、大切な財産をお守りします。
スタンダード補償では、以下の事故で被った損害に対して保険金をお支払いします。

⚠地震火災費用保険金を除き地震、噴火等を原因とする事故は、補償の対象となりません。



1 火災、落雷、破裂・爆発



2 風災・雹(ひょう)災・雪災



3 水災

床上浸水等の条件を満たさない損害は補償の対象となりません。



4 物体の飛来・落下・衝突等



5 水ぬれ

給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。

損害保険金



6 騒擾(じょう)・労働争議等



7 盗難

■下記については限度額が設定されます。
・明記物件の盗難
1事故につき1個または1組ごとに100万円限度
・業務用通貨等(通貨・小切手・手形などをいいます) または業務用預貯金証書の盗難
(屋内設備・什器等が保険の対象の場合に補償の対象となります。)

通貨等の盗難	1事故1敷地内ごとに30万円限度
預貯金証書の盗難	1事故1敷地内ごとに300万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度

■下記物件の盗難による損害は補償の対象となりません。
・商品・製品等
・自動販売機や駐車券発行機、精算機等およびこれらに収容される通貨等または動産



8 破損・汚損等

自己負担額3万円*が設定されます。

■明記物件の破損・汚損等による損害は補償の対象となりません。
■下記物件の破損・汚損等による損害は補償の対象となりません(これらが商品・製品等に該当する場合は除きます。)
・携帯電話等の移動体通信端末機器または携帯型電子事務機器
・ハングライダー、パラグライダー、サーフボード
・切削、研削等のための工具
・自動販売機、駐車券発行機、精算機 など

費用保険金



1 臨時費用保険金

損害を受けたために臨時に生じる費用を補償します。



2 残存物取片づけ費用保険金

損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけ清掃費用などを補償します。



3 修理付帯費用保険金

弊社の承認を得て支出した火災や水ぬれなどによる損害時の原因調査費用や仮修理費用を補償します。



4 地震火災費用保険金

地震などによる火災により損害を受けたために臨時に生じる費用を補償します。
・損害の程度によっては支払われない場合があります。
⚠地震保険とは異なります。



5 看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金

敷地内または敷地内から100メートル以内にある看板および敷地内の屋外設備・什器等のうち、電気、ガス、熱、水道設備等の損害について自己の費用で修復した場合の修復費用を補償します。

自己負担額	破損・汚損等の事故による損害については3万円*が設定されます。
お支払いする額	1事故1敷地内ごとに10万円限度



6 損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発の事故の際に、消火活動のために生じた費用を補償します。

*財物損壊リスクに対する補償で自己負担額を設定した場合には、その額が自己負担額となります(P11参照)。

地震保険

地震・噴火等を原因とする火災、損壊、流失などの損害は「地震保険」で! 詳しくはP26

カスタマイズできます

補償をさらに充実させたいお客さまへ

アップグレード補償

ビジョン
なら安心!

特約をセットすることにより、スタンダード補償をさらに充実!

建物に付属する機械設備・装置や、設備・什器等の電氣的・機械的事故による損害も補償してもらいたい…

こんな時は



例えば
・給水設備
・アンテナ設備
・エレベータ
・自動ドア設備
などの機械設備・装置が特約の対象となります。

電氣的・機械的事故限定補償特約

・自己負担額3万円*が設定されます。

建物、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等を保険の対象とする場合に、この特約をセットできます。

この特約による補償の対象は、建物に付属する機械設備・装置および屋内設備・什器等ならびに屋外設備・什器等のうち、この特約に定める機械設備・装置等となります。詳細は、弊社代理店または弊社にご照会ください。

商品・製品等の盗難事故が心配…

こんな時は



10

商品・製品等盗難危険補償特約

1事故100万円または保険金額のいずれか低い額がお支払額の限度となります。

屋内商品・製品等または屋外商品・製品等を保険の対象とする場合に、この特約をセットできます。

取引先への商品輸送中の損害も補償してもらいたい…

こんな時は



11

商品・製品等輸送危険補償特約

・自己負担額3万円*が設定されます。
・1事故100万円がお支払額の限度となります。

屋内商品・製品等または屋外商品・製品等を保険の対象とする場合に、この特約をセットできます。

現金等の盗難の際の補償額をアップさせたい…

こんな時は



12

業務用通貨・預貯金証書等盗難危険拡張補償特約

■ 特約セットで支払限度額をアップできます!

通貨等	1事故1敷地内ごとに30万円限度	1事故1敷地内ごとに100万円限度
預貯金証書	1事故1敷地内ごとに300万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度	1事故1敷地内ごとに1,000万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度

屋内設備・什器等を保険の対象とする場合で、かつスタンダード補償⑦盗難をセットしているときにこの特約をセットできます。

※財物損壊リスクに対する補償で自己負担額を設定した場合には、その額が自己負担額となります(P11参照)。

建設業者・建物付帯設備業者の皆さまへ

こんな時は



建築中財物補償特約

建設業者、建物付帯設備工事業者の皆さま向けに用意しています。この特約をセットすることにより、工事期間中に工事現場において生じる不測かつ突発的な事故により、建築中の財物に生じた損害を補償します。

詳しくはP12

保険料を抑えたいお客さまへ

ニーズに合わせて必要な補償を選択

スタンダード補償(P08・09参照)の損害保険金のうち、②～⑧の補償については取り外すことができます。

取り外しできません

取り外し

取り外しできます

火災、落雷、破裂・爆発

風災・雹(ひょう)災・雪災

水災

物体の飛来・落下・衝突等

水ぬれ

騒擾(じょう)・労働争議等

盗難

破損・汚損等

以下の特約をセットすることで、各補償を外すことができます。

② 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償対象外特約	⑥ 騒擾(じょう)・労働争議等危険補償対象外特約
③ 水災危険補償対象外特約	⑦ 盗難危険補償対象外特約
④ 落下・衝突等危険補償対象外特約	⑧ 破損・汚損等危険補償対象外特約
⑤ 水濡れ危険補償対象外特約	

スタンダード補償(P08・09参照)の費用保険金のうち、①～④については取り外すことができます。

取り外しできません

取り外し

取り外しできます

臨時費用保険金

修理付帯費用保険金

地震火災費用保険金

看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金

損害防止費用

残存物取片づけ費用保険金

以下の特約をセットすることで、各補償を外すことができます。

① 臨時費用保険金補償対象外特約
② 残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約
③ 修理付帯費用保険金補償対象外特約
④ 地震火災費用保険金補償対象外特約

※時価補償特約をセットした場合、①臨時費用保険金は取り外せません。

ニーズに合わせて保険金のお支払方法を変更

風災等危険小額損害補償対象外特約

風災、雹災、雪災による事故について損害額が20万円以上になった場合に保険金をお支払いします。

水災損害保険金定率払・費用保険金等補償対象外特約

水災による事故の保険金を、損害の程度に応じ、保険金額の所定の割合の金額でお支払いします。ただし、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、修理付帯費用保険金はお支払いの対象となりません。

時価補償特約

スタンダード補償で補償基準が新価額基準となっている、「建物」「屋内設備・什器等」「屋外設備・什器等」を時価額基準に変更します。

※ご契約された保険の対象のうち一部のみこれらの特約を適用することはできません。

自己負担額を設定

自己負担額の設定は、パターン1から6よりお選びいただけます。

	設定可能な1事故あたりの自己負担額					
	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5	パターン6
<p>① 火災、落雷、破裂・爆発</p> <p>② 風災・雹(ひょう)災・雪災</p> <p>③ 水災</p> <p>④ 物体の飛来・落下・衝突等</p> <p>⑤ 水ぬれ</p> <p>⑥ 騒擾(じょう)等</p> <p>⑦ 盗難</p> <p>⑧ 破損・汚損等</p>	0円	3万円	5万円	10万円	20万円	50万円
<p>⑨ 電氣的・機械的事故限定補償特約</p> <p>⑩ 商品・製品等盗難危険補償特約</p> <p>⑪ 商品・製品等輸送危険補償特約</p>	3万円					

※1 風災等危険小額損害補償対象外特約および水災損害保険金定率払・費用保険金等補償対象外特約をセットした場合は、パターン1のみ選択可能です。※2 看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金にも、設定したパターンの自己負担額が各々の事故に適用されます。



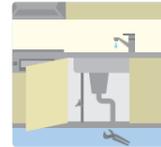
建設業者の皆さま
建物付帯設備業者の皆さまへ

建築中財物補償特約

対象となる工事



ビル、工場、住宅等
建物の建築工事
(増築、改築・改装、修繕工事を含みます。)



建物付帯設備工事

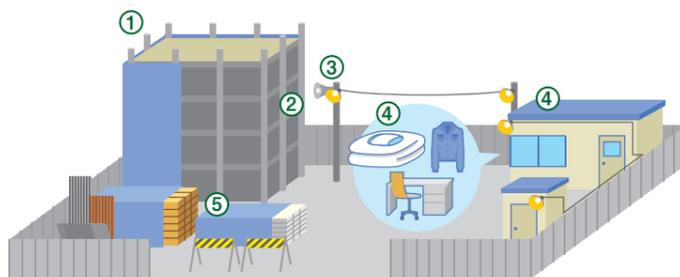
※土木工事を主体とする工事、鋼構造物などの組立工事、建物の基礎工事、外溝のみを施工する工事および解体・撤去・分解・取片づけ工事、請負金額が30億円を超える工事は対象となりません。

補償の対象となる主な事故



- 1 火災・落雷・破裂・爆発
- 2 風災・雹(ひょう)災・雪災(雪災による湿度・温度変化による膨張等の損害、コンクリートのひび割れまたは強度不足の損害、除雪費用は対象となりません。)
- 3 水災
- 4 騒擾(じょう)・労働争議等
- 5 盗難
- 6 吊り落とし等の作業ミス
- 7 設計・施工および材質の欠陥に起因する壁面の崩壊等
(事故に至る前の欠陥の除去費用は対象となりません。)
- 8 地盤沈下、地滑り、土砂崩壊等
- 9 建築資材等の自動車による陸上輸送中および荷卸中の不測かつ突発的な事故 など

保険の対象物の範囲



- 1 工事の対象物である建物および建物付帯設備
- 2 仮工事の対象物
(①に付随する支保工、型枠工、足場工等の仮工事の対象物)
- 3 工所用仮設物
(電気配線、配管、電話または伝令設備、照明設備、保安設備に限ります。)
- 4 工所用仮設建物(現場事務所、宿舍等)およびこれらに収容されている什器・備品
(家具、衣類、寝具、事務用品および非常用具に限ります。)
- 5 工所用材料・工所用仮設材(セメント・鉄骨等)

保険金額の定め方

対象工事ごとの請負金額が、保険金額となります(請負金額に支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象とならない工事の金額が算入されている場合は、その金額を差し引きます。)

お支払いする保険金

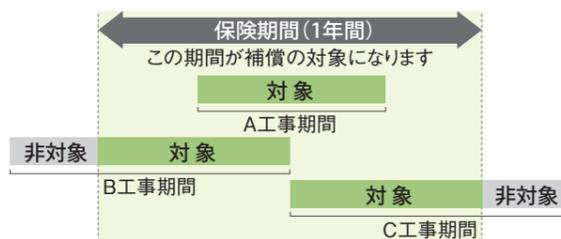
① 建築中財物の損害保険金

損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用を補償します。

② 費用保険金

臨時費用、残存物取片づけ費用、損害防止費用、特別費用、保険の対象以外の物の原状復旧費用を補償します。

保険期間と補償期間



保険料の算出にあたって

直近の会計年度における対象工事の請負金額総額が、保険料を算出するための基礎となります。ご契約締結時に、この金額を確認いただけます。

セット可能な特約(オプション)

メンテナンス期間に関する特約

請負契約書の定めにより、工事対象物引渡し後、メンテナンス期間中に負う保証責任のうち、不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害の復旧費用を補償します。ただし、引渡し後12か月が限度となります。

売上減少 リスクに対する 補償

火災などさまざまな事故で保険の対象が損害を受け、事業活動が休止した場合等の売上減少をカバーするための補償です。事業活動の安定や、速やかな事業活動の再開にお役立てください。

- P14 休業損失補償特約のセットをご検討ください
- P14 補償の対象となる事故や保険の対象を確認します
- P15 お支払いする損失等の内容を確認します
- P15 1日あたりの保険金額を決定します
- 〈賃貸物件オーナーのお客さま〉
- P16 家賃損失補償特約のセットをご検討ください
- ・補償の対象となる事故を確認します
- ・お支払いする損失等の内容を確認します
- ・1か月あたりの保険金額を決定します



売上減少リスクに対する
補償で契約可能



1つでも財物損壊リスクの補償をご契約いただくと、所在地に関わらず、他の物件の売上減少リスクに対する補償をご契約いただけます。

売上減少リスクに備えましょう

Check!

お得な「まとめて割引」▶▶

財物損壊リスク
に対する補償

売上減少リスク
に対する補償

で保険料3%割引

財物損壊リスク
に対する補償

売上減少リスク
に対する補償

+ 賠償責任リスク
に対する補償

で保険料5%割引

休業損失補償特約



ビジコンの「休業損失補償特約」とは?

ビジコンの「休業損失補償特約」では、店舗や作業所等が、火災、爆発、水ぬれなどの事故により休業、または営業が阻害されたために生じた損失を補償します。



補償の対象となる事故



①②～⑨のうち、財物損壊リスクに対する補償でお客さまが取り外した補償、またはセットされなかった補償は、休業損失補償特約においても補償の対象となりません。②③⑧⑨⑩につきましては、事故発生日を含む最初の3日間は補償の対象となりません。

保険の対象



次の①～③が保険の対象となります。

- ご契約いただく建物または構築物のうち被保険者が占有する部分(以下「建物等」といいます。)および、同敷地内に所在する被保険者が占有する物件
- 次に掲げる隣接物件
ア. 被保険者が一部を占有する①の建物等のうち、他人が占有する部分
イ. ①およびア.に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等
ウ. ①およびア.へ通じる袋小路と、その袋小路に面する建物等
※隣接物件については、補償の対象となる事故のうち⑩は補償の対象となりません。
- 敷地外の公共設備(①および②ア.と接続する電気、ガス、熱、水道等の供給・中継設備およびこれらに接続する配管または配線)
※③については、補償の対象となる事故のうち⑧⑨⑩は補償の対象となりません。また、すべての事故で事故発生日を含む最初の3日間は補償の対象となりません。

保険の対象とならない主なもの



通貨等(通貨、小切手、手形などをいいます。)、預貯金証書、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物



自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)



テープ、ディスク等コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ等であって市販されていない物

お支払いする損失等

■ 営業が休止または阻害されたために得られなかった利益

■ 休業日数を減少させるために生じた必要かつ有益な費用

■ 損失防止費用

火災、落雷、破裂・爆発の事故の際に、消火活動のために生じた費用

例えば

・仮店舗や仮工場の賃貸料
・緊急のために増加した人件費 など

※損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用は除きます。

保険金額の設定

1事業所ごとに1日あたりの保険金額と支払限度期間を決定します。

保険金額

保険金額は、1日あたりのあら利益をもとに1事業所ごとに決定します。1事業所につき200万円が限度となります。

(1) 年間あら利益により算出する方法

$$\text{保険金額 (1日あたりのあら利益)} = \frac{\text{年間あら利益}}{\text{年間営業日数}}$$

(2) 従業員1人あたりのあら利益日額表により算出する方法

$$\text{保険金額 (1日あたりのあら利益)} = \frac{\text{従業員1人あたりのあら利益日額}}{\text{従業員数}}$$

(3) 年間売上高(製造業は年間生産高)により算出する方法

(1)(2)で算出されないときにご利用ください。

$$\text{保険金額 (1日あたりのあら利益)} = \frac{\text{年間売上高 (年間生産高)}}{\text{年間営業日数}} \times \text{あら利益率 (右表参照)}$$

【従業員1人あたりあら利益日額・あら利益率表】

※本表は標準的なあら利益(加工高)に基づいて作成していますので、個々の状況に応じ適正な額(または率)を算出してください。

業種	1人あたりあら利益日額(千円)	あら利益率	業種	1人あたりあら利益日額(千円)	あら利益率
スーパー	18	22%	印刷業	26	41%
コンビニエンスストア	14	27%	製版業・製本業・印刷物加工業	33	51%
呉服店	23	49%	食料品製造業	28	34%
紳士服店	24	42%	繊維工業	17	29%
婦人子供服店	23	41%	衣服・その他の繊維製品製造業	22	35%
靴店	18	43%	製木・木製品製造業(家具を除く)	23	28%
鞆・袋物店	31	34%	家具・装備品製造業	20	32%
各種食料品店	17	32%	パルプ・紙・紙加工品製造業	25	28%
酒店	20	24%	化学工業	29	31%
精肉店	13	40%	石油製品・石炭製品製造業	36	30%
鮮魚店	17	34%	プラスチック製品製造業	26	30%
野菜・果実店	14	30%	ゴム製品製造業	21	29%
パン・菓子店	16	57%	鉄鋼業	38	27%
自転車店	19	61%	非鉄金属製造業	28	23%
家具店	23	44%	金属製品製造業	25	34%
金物・荒物店	22	34%	飲食業・サービス業等		
家庭用電気器具店	18	36%	食堂・レストラン	29	64%
医薬品店	18	34%	そば・うどん屋	32	68%
化粧品店	19	48%	すし屋	29	57%
農機具店	25	28%	喫茶店	34	71%
肥料飼料店	27	17%	その他飲食店	34	66%
書籍・雑誌店	16	21%	不動産仲介業	44	70%
紙・文具店	16	25%	理容室	24	93%
スポーツ用品店	25	27%	美容室	19	88%
玩具・娯楽用品店	46	50%	旅館	33	79%
楽器店	22	39%			
カメラ写真店	14	53%			
時計・眼鏡・貴金属店	20	48%			
建築材料店	11	26%			

参考:「中小企業の財務指標」平成19年度

支払限度期間

1か月、3か月、6か月、12か月のうちいずれかを選択します。

※⑩食中毒・特定感染症による事故については、設定する支払限度期間にかかわらず、事故発生日を含めて30日が限度となります。

〈建物復旧のめやす〉

木造・鉄骨造	延面積330㎡未満	3か月
	延面積330㎡以上	6か月
鉄筋コンクリート造		6か月～1年

財物損壊リスクに対する補償

売上減少リスクに対する補償

賠償責任リスクに対する補償

資料編

家賃損失補償特約 賃貸物件オーナーの皆さまにおすすめ



ビジコンの「家賃損失補償特約」とは? ビジコンの「家賃損失補償特約」では、経営されているテナントビルやアパート・マンションが事故により損害を受け、家賃収入が減少した場合の家賃損失を補償します。



補償の対象となる事故

1 火災、落雷、破裂・爆発

2 風災・雹(ひょう)災・雪災

3 水災
※床上浸水等の条件を満たさない損害は補償の対象となりません。

4 物体の飛来・落下・衝突・等

5 水ぬれ

6 騒擾(じょう)・労働争議等

7 盗難

8 破損・汚損等

9 オプション
電氣的・機械的的事故
(電氣的・機械的的事故
限定補償特約)

①②～⑨のうち、財物損壊リスクに対する補償でお客さまが取り外した補償、またはセットされなかった補償は、家賃損失補償特約においても補償の対象となりません。

お支払いする損失等

■ 建物の賃貸料

ただし、次の料金等は含みません。
・水道、ガス、電気、電話等の使用料金
・権利金、礼金、敷金その他の一時金
・賄料

※賃借人のいない戸室または建物については、それが一時的と認められる場合はその賃貸料はお支払いの対象に含まれます。

■ 損失防止費用

火災、落雷、破裂・爆発の事故の際に、消火活動のために生じた費用

保険金額の設定

建物ごとに、保険金額と支払限度期間を決定します。

■ 保険金額(月額)

保険金額は建物ごとの家賃(月額)をもとに設定します。1建物につき、5,000万円が限度となります。

■ 支払限度期間

1か月、3か月、6か月、12か月のうちいずれかを選択します。

賠償責任 リスクに対する 補償

事業活動において予想されるさまざまな事故による法律上の賠償責任で被る損害に備える補償です。各種賠償責任リスクに対する補償を組み合わせ、経営リスクに備えることをおすすめします。

本店 支店 支店

財物補償契約済

賠償責任リスクに対する補償で契約可能

1つでも財物損壊リスクの補償をご契約いただくと、所在地に関わらず、他の物件の賠償責任リスクに対する補償をご契約いただけます。

- P20 施設自体に起因する賠償リスク、業務行為に起因する賠償リスクに対する補償
- P20 請負業務に起因する賠償リスクに対する補償
- P21 製造物または仕事の結果に起因する賠償リスクに対する補償
- P22 預かり品、預かり自動車に起因する賠償リスクに対する補償
- P23 <ホテル・旅館のお客さま> ホテル・旅館施設運営に起因する賠償リスクに対する補償
- P24 <テナント物件に入居されているお客さま> 貸主への賠償リスクに対する補償

賠償責任リスクに備えましょう

Check!

お得な「まとめて割引」▶▶

財物損壊リスクに対する補償 + 賠償責任リスクに対する補償 で保険料**3%割引**

財物損壊リスクに対する補償 + 売上減少リスクに対する補償 + 賠償責任リスクに対する補償 で保険料**5%割引**

ビジコンの「賠償責任リスクに対する補償」とは?

ビジコンの賠償責任リスクに対する補償では、第三者に対して負担する法律上の損害賠償責任をカバーします。

「賠償責任リスクに対する補償」は
このように選べます

必要な賠償責任リスクに対する補償を
自由に選択できます。

「賠償責任リスクに対する補償」を
必要に応じて自由に組み合わせ、
セットすることができます。



賠償事故が発生した場合、
支払われる保険金は…

- ・損害賠償金(被害者の治療費、入院費など
身体の障害に対する法律上の損害賠償金
や、被害を受けた物の修理費用など財物の
損壊に関する法律上の損害賠償金)
- ・損害発生拡大防止費用
- ・権利の保全行使手続費用
- ・応急手当等の緊急措置費用
- ・争訟費用
- ・保険会社への協力費用

※特約によっては、対象とならない費用もございます。

例えば

スーパーマーケットにて、清掃不十分のため
お客さまが床タイルで足を滑らせ転倒、足を骨折

高額損害賠償金例

治療費等	手術料、入院費、通院費、投薬料、看護費用など	2,735,800円
休業補償等	事故によるケガで仕事を休まれた場合の収入の減収分など	1,254,360円
慰謝料等	ケガにより精神的・情緒的安定が失われたことによる損害に対する補償など	1,714,420円
逸失利益等	事故がなければ得られたはずの給与・収入など	1,176,020円
合計		6,880,600円

事業活動に伴うさまざまな賠償事故のリスク。
ビジコンなら、しっかり備えられます。

賠償事故ケースA

店内に陳列してあった商品
が倒れ、来店中のお客さま
がケガをしてしまった。



ビジコン
なら安心!

施設・業務行為
賠償責任補償特約

詳しくはP20

賠償事故ケースB

ビルの建築現場から誤って
資材を落とし、通行人がケ
ガをしてしまった。



ビジコン
なら安心!

請負業者賠償責任
補償特約

詳しくはP20

賠償事故ケースC

製造販売したテレビから出
火し、購入者の家屋が焼失
してしまった。



ビジコン
なら安心!

生産物賠償責任
補償特約

詳しくはP21

賠償事故ケースD・E

倉庫保管中の取引先の
貨物を倉庫内で移動す
る際に誤って落とし破損
してしまった。



ビジコン
なら安心!

保管者賠償責任
補償特約

整備のために預かって
いた車を移動させてい
た際に、誤って破損させ
てしまった。



自動車管理者賠償
責任補償特約

詳しくはP22

賠償事故ケースF

旅館施設の調理場から
出火し、避難設備が不
十分だったために、宿泊
客がケガをしてしまった。



ビジコン
なら安心!

旅館賠償責任
補償特約

詳しくはP23

賠償事故ケースG

テナントとして入居中の
店舗内から失火し、借用
中の建物に損害を与え
てしまった。



ビジコン
なら安心!

借家人賠償責任・
修理費用総合補償特約

詳しくはP24

Check!

よく聞けれど PL法って何?

PLとはProductsLiabilityの略語で、製造物の欠陥により被害が生じた場合の被害者の保護を目的とした法律です。正式名称は製造物責任法といい、このPL法に基づく事業者の被害者への法律上の損害賠償責任を生産物賠償責任補償特約でカバーします。

施設・業務行為賠償責任補償特約



事業活動のために、所有・使用・管理する施設(エスカレータ、エレベータを含みます。)の欠陥・不備、または業務の遂行に起因する事故によって生じる被害者の方への法律上の損害賠償責任を補償します。

【以下のような事故が保険金のお支払いの対象となります。】



施設に起因する事故 看板が突然落下し、お客さまがケガをしました。



業務の遂行に起因する事故 配膳中、お客さまの衣服を汚してしまいました。

小売業、卸売業、飲食業などの事業者さまにおすすめ!



小売業



卸売業



飲食業



製造業



美容院等サービス業

など

請負業者賠償責任補償特約



建設工事・土木工事、機械据付工事や清掃業務などの請負業務(自主工事も含みます。)の遂行、またはそのために所有・使用・管理する施設や設備に起因する事故によって生じる被害者の方への法律上の損害賠償責任を補償します。また、この特約では、事業者さまの保険期間中(1年)に請負う複数の業務を包括的に補償します。

【以下のような事故が保険金のお支払いの対象となります。】



業務の遂行に起因する事故 工事現場内でクレーンが稼働中に倒れ、隣家に駐車中の自動車を壊してしまいました。



施設や設備に起因する事故 工事現場の管理の不備のため、入り込んでいた子供に野積みになっていた資材が崩れケガをさせてしまった。

建設業、設備工事などの事業者さまにおすすめ!



建設・土木業



設備工事業

など

生産物賠償責任補償特約



製造、販売もしくは取り扱った商品等の生産物の欠陥による事故、または行った仕事の設計、施工上のミスによる事故によって生じる被害者の方への法律上の損害賠償責任を補償します。

※製造・生産したものの自体の損壊や、商品の回収費用は、補償の対象となりません。

【以下のような事故が保険金のお支払いの対象となります。】



製造・販売に起因する事故 販売した幕の内弁当が原因でお客さまが食中毒をおこしてしまいました。



仕事の結果に起因する事故 ビルの外壁修理工事に不備があり、工事完了直後に外壁タイルが落ち、通行人がケガをしました。

生産物賠償責任補償特約にセット可能な補償

施工等をしたものの自体の損壊に対する損害賠償責任にも備えたい!



生産物自体の損害補償特約

1事故につき300万円または、生産物自体以外に対する損害賠償の額のいずれか少ない額を限度とし、生産物賠償責任補償特約により支払われる保険金と合わせて設定した支払限度額が限度となります。

リコールに伴う回収費用に備えたい!



リコール費用補償特約

1事故、保険期間中につき300万円がお支払いの限度となります。

製造業、飲食業、建設業、設備工事業などの事業者さまにおすすめ!



製造業



飲食業



建設・土木業



設備工事業

など

これらの特約のセット方法

(施設・業務行為賠償責任補償特約、請負業者賠償責任補償特約、生産物賠償責任補償特約)

各補償の内容を確認します。

保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合等、保険の内容についてしっかり確認を行います。

リスク区分や保険料算出のために必要な基礎数値(面積や請負金額など)を確認します。

特約ごとに、保険対象のリスク区分(業種、施設等)に応じて、保険料を算出するための基礎数値は異なります。

●支払限度額の設定
●自己負担額の設定

支払限度額は1名1事故(生産物賠償責任補償特約は保険期間中)につき1,000万円から1億円までの1,000万円単位、または1億円から10億円までの1億円単位で設定可能。自己負担額は0.3、5、10、20、50万円の中から選択可能

保険料の確認

保管者賠償責任補償特約



お客さまからお預かりした財物の保管業務中の偶然な事故(火災、破損・汚損、紛失、盗難等)によって生じる預け主の方への法律上の損害賠償責任を補償します。

【以下のような事故が保険金のお支払いの対象となります。】



クロークで預かっていたお客さまのコートやカバンなどを火災で焼いてしまった。

保管者賠償責任補償特約にセット可能な補償

漏水等による保管物への損害に備えたい

保管物の運送中の損害に備えたい

クリーニング事業で預った洗たく物への損害に備えたい

漏水補償特約(保管者賠償用)

運送危険補償特約

クリーニング特約
※洗たく物紛失・誤配危険補償特約および運送危険補償特約が自動セットされています。

飲食業、サービス業、倉庫業などの事業者さまにおすすめ!

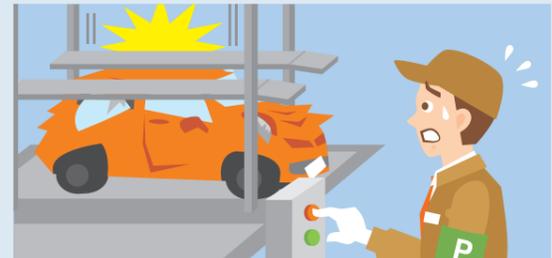


自動車管理者賠償責任補償特約



他人の自動車を保管、管理している間に、その自動車を損壊したり、紛失したり、盗まれたりしたことにより、預け主等に対して負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

【以下のような事故が保険金のお支払いの対象となります。】



立体駐車場で従業員の操作ミスにより、お客さまの自動車を損壊してしまった。

自動車管理者賠償責任補償特約にセット可能な補償

代車費用や喪失利益等に備えたい

修理等を下請業者に委託中の損害に備えたい

出張作業中の損害に備えたい

使用不能損害補償特約
1台10万円、1事故につき保険証券記載の支払限度額がお支払いの限度となります。

下請人再委託中補償特約
※自動車修理工場契約のみ

出張作業に関する特約
※自動車修理工場契約のみ

駐車場業、自動車整備業、ガソリンスタンド業などの事業者さまにおすすめ!



旅館賠償責任補償特約



旅館、ホテル等、宿泊施設の管理・運営業務に起因する事故によって生じる、被害者の方への法律上の損害賠償責任を補償します。

この特約では、下記3つの補償がセットになっています。

施設・業務行為賠償責任補償

+

生産物賠償責任補償

+

保管者賠償責任補償

※補償の取り外しはできません。

【以下のような事故が保険金のお支払いの対象となります。】



施設・業務行為危険

調理場から出火し、避難設備不十分のため宿泊中のお客さまがケガをしてしまった。



生産物危険

お客さまが売店で買ったおみやげで、食中毒になってしまった。



保管物危険

客室の金庫の鍵がこじあけられ、金庫に保管中の財物が盗難にあってしまった。

ホテルや旅館事業、宿泊業などの事業者さまにおすすめ!



これらの特約のセット方法 (保管者賠償責任補償特約、自動車管理者賠償責任補償特約)

各補償の内容を確認します。

保険料算出に必要な情報を確認します。

● 支払限度額の設定
● 自己負担額の設定

保険料の確認

保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合等、保険の内容についてしっかり確認を行います。

特約ごとに、保険料算出のために必要な情報は異なります。

保管者賠償責任補償特約

支払限度額	1施設あたり10億円を限度に設定可能。ただし、一部の保管物を除きます。詳細は弊社代理店または弊社へご相談ください。
自己負担額	0、3、5、10、20、50万円の中から選択可能

自動車管理者賠償責任補償特約

支払限度額	保管可能台数などを基に設定。詳細は弊社代理店または弊社へご相談ください。
自己負担額	5、10、20、50万円の中から選択可能

この特約のセット方法 (旅館賠償責任補償特約)

各補償の内容を確認します。

施設・業務行為賠償責任補償の支払限度額を設定します。

生産物賠償責任補償の支払限度額を設定します。

保管者賠償責任補償の支払限度額を設定します。

保険料の確認

保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合等、保険の内容についてしっかり確認を行います。

身体障害補償、財物損壊補償それぞれに、必要に応じて支払限度額を設定。詳細は、弊社代理店または弊社へご相談ください。

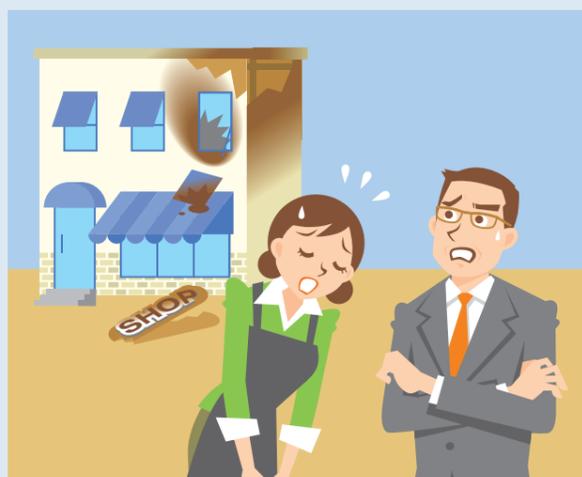
セットプランから選択いただけます。

借家人賠償責任・修理費用総合補償特約



- 不測かつ突発的な事故により、借用中の物件に損害を与え、大家さんへの法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金などを補償します。
- 不測かつ突発的な事故により、借用中の物件に損害が生じ、賃貸借契約に基づいて自己の費用で修復した場合の修理費用を補償します。

【以下のような事故が保険金のお支払いの対象となります。】



借家人賠償危険
不注意により借用店舗を焼失してしまった。



修理費用危険
泥棒に割られた窓ガラスを自己費用で修繕した。

賃貸物件に入居する
事業者さまにおすすめ!



店舗(賃貸)



事務所(賃貸)

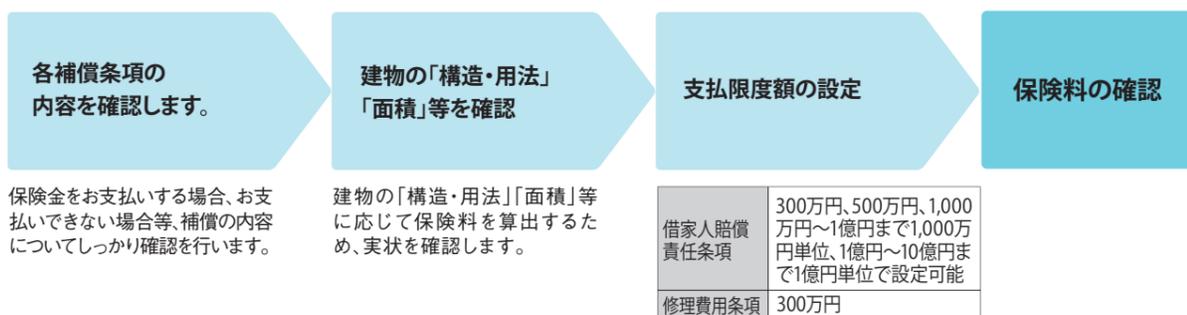


工場(賃貸)

など

補償内容に関する資料編

この特約のセット方法 (借家人賠償責任・修理費用総合補償特約)



補償内容の詳細やご注意をご確認ください

- P26 地震保険を検討される場合にご参照ください
- P27 保険の対象について解説しています
- P27 物件の構造判定時にご参照ください
- P28 リスク別主な補償内容(財物損壊リスクに対する補償)
- P32 リスク別主な補償内容(売上減少リスクに対する補償)
- P33 リスク別主な補償内容(賠償責任リスクに対する補償)
- P36 用語の解説

地震保険 地震保険のみをご契約いただくことはできません

●地震保険とは…地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊・埋没、流失などの損害を補償する保険です。



●保険の対象…居住用建物（社員寮、店舗兼住宅など）

●保険金額…1つの建物につき、ビジコンの「財物損壊リスクに対する補償」における保険金額の30%～50%の範囲内で設定可能。ただし、1つの建物につき5,000万円が限度となります。区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が適用されます。

●地震保険の割引制度について

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度がございます。割引適用の際は、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降について適用します。

※下記の割引は重複して適用することはできません。

割引名(割引率)	割引適用条件	必要な確認資料※
建築年割引 (10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。	公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類(「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等)
耐震等級割引 (等級に応じて10%・30%・50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物であること。	①住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく「建設住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「設計住宅性能評価書」 ②「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合に限ります。)
免震建築物割引 (50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。	③フラット35Sの適合証明書または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 ④登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」 ⑤住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるための「住宅性能証明書」 ⑥以下の2つの書類(a.のみの場合は耐震等級割引(30%)が適用されます。) a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(「認定通知書」、認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等) b.「耐震等級」または「免震建築物」であることの確認できる「設計内容説明書」等
耐震診断割引 (10%)	地方公共団体等による耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること。	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等)

※代表的な確認資料となりますので、詳細につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

●お支払いする保険金

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	建物の地震保険金額の全額(時価額が限度)
半損のとき	建物の地震保険金額の50%(時価額の50%が限度)
一部損のとき	建物の地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

※1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6.2兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する6.2兆円の割合によって削減されることがあります(2014年1月現在)。

●地震保険料控除(所得控除)制度について

	所得税(国税)	個人住民税(地方税)
地震保険料控除限度額	5万円	2万5千円

●保険金をお支払いできない主な場合

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震保険の対象となるものの紛失・盗難の場合 など

損害の程度である「全損」、「半損」、「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。
※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、その地域に所在する建物につきましては地震保険の新規契約または増額契約はご契約いただけませんのでご注意ください。

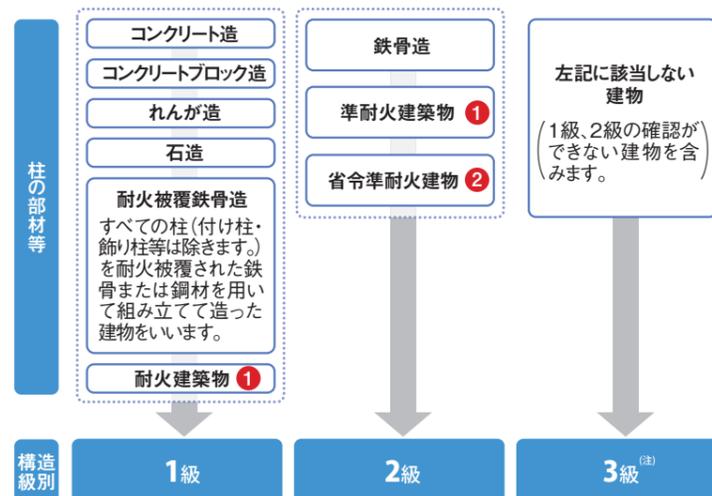
詳しくは、地震保険チラシをご覧ください。

保険の対象の範囲のご説明

保険の対象	保険の対象範囲
①建物	土地に定着し、屋根および柱、壁を有するものをいいます。また、同一敷地内の門、塀、垣、床面積66㎡未満の物置・車庫、建物に定着している電気、ガス等の設備を含みます。
②屋内設備・什器等	建物に収容される設備、装置、機械、器具、工具、什器、備品をいいます。
通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形、プリペイドカード、商品券および乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形は、被保険者が第三者より受け取ったものに限り、被保険者が振出人または裏書人もしくは保証人である場合を除きます。
③屋内商品・製品等	建物に収容される商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材をいいます。
④屋外設備・什器等	建物に定着していない、敷地内の建物の外部にある設備・什器等をいいます。また、建物をご契約されない場合には、同一敷地内の門、塀、垣を含みます。
⑤屋外商品・製品等	同一敷地内にある建物に収容されていない野積みの商品・製品等をいいます。
⑥明記物件	②～⑤のうち貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。▲ご契約の際に申込書に明記いただかないと保険の対象となりません。

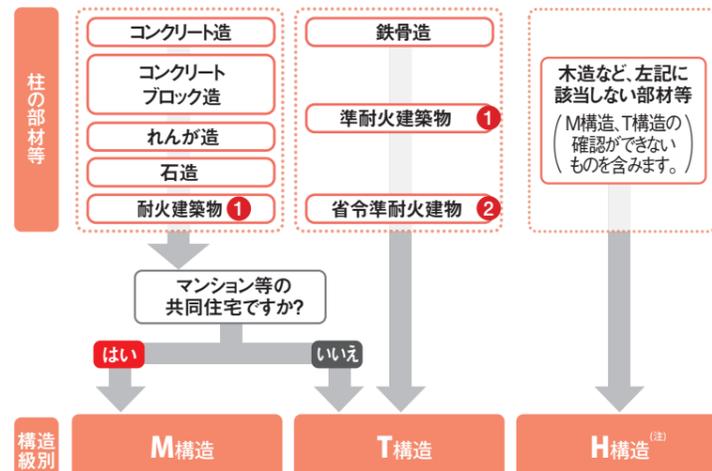
構造判定するためにご参照ください

■一般物件・工場物件の構造判定



※ 構造級別の判定は1級、2級、3級の順に行います。

■住宅物件の構造判定



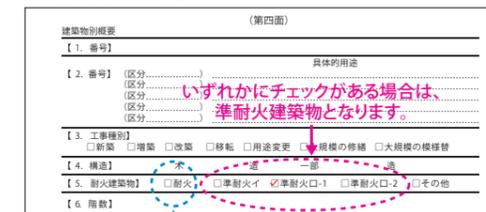
※ 構造級別の判定はM構造、T構造、H構造の順に行います。

以下に該当する場合は、ご契約時に確認資料をご提出いただく必要がございます。

- ①耐火建築物、準耐火建築物
- ②省令準耐火建物

①耐火建築物・準耐火建築物について

建築確認申請書(写)



チェックがある場合、耐火建築物となります。

上記資料で確認できない場合は、建築確認済証または建築確認通知書もしくは設計仕様書等で確認できる場合がございます。

※4階建て以上で3階以上の階が共同住宅となっている鉄骨造建物は、建築基準法により「耐火建築物」と判定することができます。この場合は確認資料の提出は不要です。

- ②省令準耐火建物について
設計仕様書、設計書、建物パンフレット等をご用意いただくか、住宅メーカー等に確認いただくことで判定します。

(注)3級またはH構造と判定された物件について

一般物件・住宅物件のうち、3級またはH構造と判定された物件のうち、外壁がコンクリート造の木造建物や土蔵造建物については、現在加入されている火災保険のご契約内容により、K級またはK構造となる場合があります。弊社または取扱代理店にて確認させていただきますので、保険証券、保険契約証など、現在のご契約内容が確認できる資料をご用意いただけますようお願いいたします。

財物損壊リスクに対する補償

■スタンダード補償

保険金の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など																																			
<p>補償の対象となる次の①～⑥の事故によって、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。</p> <p>①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災、雹(ひょう)災、雪災 保険の対象に営業用ゴルフネットおよびこれを設置するためのポールが含まれている場合、それらは補償の対象となりません。</p> <p>③水災 台風、暴風雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害の状況が、次の①～③に該当する場合</p> <p>①保険の対象である建物の損害の額が新価額の30%以上となった場合</p> <p>②①に該当しない場合において保険の対象である建物または保険の対象である屋内設備・什器等または屋内商品・製品等を収容する建物が、床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水となったとき。</p> <p>③保険の対象である屋外設備・什器等または屋外商品・製品等がある敷地内が、地盤面(注2)より45cmを超える浸水となった場合</p> <p>(注1)床上浸水とは、居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。 (注2)地盤面とは、床面が地盤面より下にある場合は床面をいいます。</p> <p>④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>⑤給排水設備または被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故による水ぬれ 給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。</p> <p>⑥騒擾(じょう)・労働争議等</p>	<p>損害の額 (A表を基準とします) - 設定した自己負担額 (B表)</p> <p>(保険金額(注)が限度)</p> <p>A表: 損害の額の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>損害の額の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>新価額</td> </tr> <tr> <td>屋内設備・什器等</td> <td>同等の価値のものを再築または再取得するために必要な金額を基準とします。</td> </tr> <tr> <td>屋外設備・什器等</td> <td>時価額</td> </tr> <tr> <td>屋内商品・製品等</td> <td>新価額から使用や経年による消耗分(減価分)を差し引いた金額を基準とします。</td> </tr> <tr> <td>屋外商品・製品等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>明記物件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>B表: 自己負担額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>補償①～⑦</th> <th>補償⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パターン1</td> <td>0万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>パターン2</td> <td></td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>パターン3</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>パターン4</td> <td></td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>パターン5</td> <td></td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>パターン6</td> <td></td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険の対象のうち、商品・製品等は補償の対象となりません。</p>	保険の対象	損害の額の基準	建物	新価額	屋内設備・什器等	同等の価値のものを再築または再取得するために必要な金額を基準とします。	屋外設備・什器等	時価額	屋内商品・製品等	新価額から使用や経年による消耗分(減価分)を差し引いた金額を基準とします。	屋外商品・製品等		明記物件		パターン	補償①～⑦	補償⑧	パターン1	0万円	3万円	パターン2		3万円	パターン3		5万円	パターン4		10万円	パターン5		20万円	パターン6		50万円	<p>(a)ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害</p> <p>(b)被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害</p> <p>(c)①～⑥、⑧、⑫、⑬の事故の際における保険の対象の紛失または盗難による損害</p> <p>(d)自動販売機、駐車場設備における駐車券発行機または精算機その他これらに類する物およびこれらに収容される通貨等もしくは財産の盗難による損害</p> <p>(e)保険の対象である動物または植物に生じた次の損害</p> <p>①死亡または枯死以外の損害</p> <p>②事故発生後、その日を含めて7日を経過した日の翌日以後に死亡または枯死した場合</p> <p>③ウイルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらの疑いのある損害</p> <p>(f)戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害</p> <p>(g)雨、雪、雹または砂塵の建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、風災、雹災、雪災の事故により建物またはその開口部が直接破損した結果、これらの損害が生じた場合は補償の対象となります。</p> <p>(h)地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</p> <p>(i)核燃料物質等によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の事故による損害</p> <p>(j)⑧の対象とならない次の損害</p> <p>①差押え、収用、没収等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害</p> <p>②保険の対象の欠陥による損害</p> <p>③次に該当する事由に起因してその事由が生じた部分に発生した損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の消耗または劣化 ・スケールの進行 ・性質による蒸れ、変色、変質等 ・ねずみ食いや虫食い等 <p>④保険の対象に対する加工、解体等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による損害</p> <p>⑤保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等単なる外観上の損傷または汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害</p> <p>⑥不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故による損害</p> <p>⑦保険の対象の置き忘れまたは紛失による損害</p> <p>⑧詐欺または横領による損害</p> <p>⑨土地の沈下、移動または隆起による損害</p> <p>⑩保険の対象のうち、電球、ネオンサイン装置、ブラウン管等の管球類(これらのフィラメント部分のみを含む。)、電光掲示板、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等のバックライト部分、蛍光灯部分その他これらに類する画像表示装置のみに生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時</p>
保険の対象	損害の額の基準																																				
建物	新価額																																				
屋内設備・什器等	同等の価値のものを再築または再取得するために必要な金額を基準とします。																																				
屋外設備・什器等	時価額																																				
屋内商品・製品等	新価額から使用や経年による消耗分(減価分)を差し引いた金額を基準とします。																																				
屋外商品・製品等																																					
明記物件																																					
パターン	補償①～⑦	補償⑧																																			
パターン1	0万円	3万円																																			
パターン2		3万円																																			
パターン3		5万円																																			
パターン4		10万円																																			
パターン5		20万円																																			
パターン6		50万円																																			
<p>⑦盗難(商品・製品等を除きます。)</p> <p>業務用通貨等または業務用預貯金証書に生じた損害のうち、小切手、手形、乗車券等および預貯金証書の盗難については次の事実がすべてあったことが補償の条件となります。</p> <p>小切手</p> <ol style="list-style-type: none"> 盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 <p>手形</p> <ol style="list-style-type: none"> 盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払がなされたこと。 <p>乗車券等</p> <p>盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと(宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出たこととします。)</p> <p>預貯金証書</p> <ol style="list-style-type: none"> 盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 	<p>損害の額 (時価額が基準) - 設定した自己負担額</p> <p>(1回の事故につき、100万円または保険金額のいずれか低い額が限度)</p>	<p>スタンダード補償に掲げる内容のほか、次の損害に対しても補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万引き等(万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。)による損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合は補償の対象となります。 																																			

ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険

保険金の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
<p>⑧破損・汚損等 (①～⑦の事故に該当しない不測かつ突発的な事故(明記物件を除きます。))</p> <p>⑨臨時費用保険金 ①～⑧(⑦⑧を除きます。)の事故により損害保険金をお支払いする場合</p> <p>⑩残存物取片づけ費用保険金 ①～⑧(⑦⑧を除きます。)の事故により損害保険金をお支払いする場合で、損害を受けた保険の対象の取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を要するとき。</p> <p>⑪修理付帯費用保険金 ①～⑧(⑦⑧を除きます。)の事故により保険の対象に損害が生じた場合で、保険の対象の復旧にあたり必要となる原因調査費用、仮修理費用等を支出したとき。</p> <p>⑫地震火災費用保険金 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、以下の損害が生じた場合</p> <p>ア. 保険の対象が建物である場合 建物が半焼以上となったとき(注)</p> <p>イ. 保険の対象が屋外設備・装置である場合 火災による損害の額が新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき。</p> <p>ウ. 保険の対象が動産である場合 その動産を収容する建物が半焼以上となったとき(注)またはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき。</p> <p>⑬看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金 ①～⑧(⑦⑧を除きます。)の事故により、事業の用に供している次に掲げるものが損害を受け、自己の費用で現実にそれらを修復した場合の修復費用</p> <p>ア. 保険の対象がある敷地内、またはその敷地内から100メートル以内にある看板(回着または移動式を問いません。)ただし、保険の対象に含まれるものを除きます。</p> <p>イ. 保険の対象がある敷地内の屋外設備・什器等のうち、電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線。ただし、保険の対象に含まれる場合を除きます。</p> <p>⑭損害防止費用 ①の事故による損害の発生および拡大防止のために必要または有益な、消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用などを支出した場合</p>	<p>損害保険金×30% (1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度)</p> <p>実際に支出した費用 (損害保険金×10%が限度)</p> <p>弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用 (1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)</p> <p>保険金額×5% (・保険の対象が工場物件の場合、1回の事故につき、1敷地内ごとに2,000万円が限度 ・保険の対象が住宅物件または一般物件の場合、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度)</p> <p>看板および電気・ガス・水道設備等修復費用の額 - 設定した自己負担額</p> <p>(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度)</p> <p>実際に支出した費用</p>	<p>に損害を受けた場合は補償の対象となります。</p> <p>⑧ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 ・打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ・音色または音質の変化の損害 <p>① 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害</p> <p>② 保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による損害</p> <p>③ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等のみに生じた損害</p> <p>④ 明記物件に生じた損害</p> <p>⑤ 保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等の検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害</p> <p>⑥ 保険の対象の受け渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害</p> <p>⑦ 保険の対象が液体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能または困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に①～⑧の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、補償の対象となります。</p> <p>⑨ 保険の対象である動物および植物に生じた損害</p> <p>など</p>

■スタンダード補償を変更する特約一覧

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
<p>損害保険金</p> <p>保険の対象である屋内商品・製品等、屋外商品・製品等(これらの明記物件を含みます。)について生じた盗難による盗取、損傷または汚損の損害に対して損害保険金をお支払いします。</p> <p>臨時費用保険金</p> <p>損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用を臨時費用保険金としてお支払いします。</p> <p>残存物取片づけ費用保険金</p> <p>損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を残存物取片づけ費用保険金としてお支払いします。</p> <p>修理付帯費用保険金</p> <p>保険の対象に損害が生じた場合に、保険の対象の復旧にあたり必要となる原因調査費用、仮修理費用等を修理付帯費用保険金としてお支払いします。</p>	<p>損害の額 (時価額が基準) - 設定した自己負担額</p> <p>(1回の事故につき、100万円または保険金額のいずれか低い額が限度)</p> <p>損害保険金×30% (1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度)</p> <p>実際に支出した費用 (損害保険金×10%が限度)</p> <p>弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用 (1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)</p>	<p>スタンダード補償に掲げる内容のほか、次の損害に対しても補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万引き等(万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。)による損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合は補償の対象となります。

財物損壊リスクに対する補償

売上減少リスクに対する補償

賠償責任リスクに対する補償

資料編

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
商品・製品等輸送危険補償特約	<p>損害保険金</p> <p>保険の対象である屋内商品・製品等、屋外商品・製品等(これらの明記物件を除きます。)を国内における輸送中(注)に、スタンダード補償①～③(⑦⑧を除きます。)の事故により、その保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。</p> <p>(注)輸送中とは、次の①、②の区間をいい、輸送に付随する一時保管を含みます。</p> <p>①仕入先において輸送用具への積み込みが開始された時から、通常の輸送経路を経て、保険証券記載の敷地内において輸送用具から荷卸した時までをいいます。</p> <p>②保険証券記載の敷地内で輸送用具への積み込みが開始された時から、通常の輸送経路を経て、仕向地保管場所において輸送用具から荷卸された時までをいいます。なお、仕向地を経て再び保険証券記載の敷地内に輸送する場合を含みます。</p>	<p>損害の額(時価額が基準) - 設定した自己負担額</p> <p>(1回の事故につき、100万円が限度)</p>	<p>スタンダード補償に掲げる内容のほか、次の損害に対しても補償の対象となります。</p> <p>(a)荷造りの不完全によって生じた損害</p> <p>(b)輸送の遅延によって生じた損害</p>
	<p>費用保険金</p> <p>臨時費用保険金 損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用を臨時費用保険金としてお支払いします。</p> <p>残存物取片づけ費用保険金 損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を残存物取片づけ費用保険金としてお支払いします。</p> <p>修理付帯費用保険金 保険の対象に損害が生じた場合に、保険の対象の復旧にあたり必要となる原因調査費用、仮修理費用等を修理付帯費用保険金としてお支払いします。</p>	<p>損害保険金×30%</p> <p>実際に支出した費用(損害保険金×10%が限度)</p> <p>弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)</p>	
	<p>損害保険金</p> <p>保険の対象(注)に生じた不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故による損害に対して損害保険金をお支払いします。</p> <p>(注)保険の対象は、建物に付属する機械設備・装置および屋内設備・什器等ならびに屋外設備・什器等のうち、この特約に定める機械設備・装置等をいいます。詳細は、弊社代理店または弊社にご照会ください。</p>	<p>損害の額(新価額が基準) - 設定した自己負担額</p> <p>(ビジネス総合補償特約の保険金額が限度)</p>	<p>スタンダード補償(j)①を除きます。)に掲げる内容のほか、次の損害に対しても補償の対象となります。</p> <p>・コンピュータ等の日付処理の誤作動等による損害(日付誤認免責特約(電氣的・機械的の事故限定補償特約(企業財産包括用)))</p>
電氣的・機械的の事故限定補償特約(企業財産包括用)	<p>費用保険金</p> <p>臨時費用保険金 損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用を臨時費用保険金としてお支払いします。</p> <p>残存物取片づけ費用保険金 損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を残存物取片づけ費用保険金としてお支払いします。</p> <p>修理付帯費用保険金 保険の対象に損害が生じた場合に、保険の対象の復旧にあたり必要となる原因調査費用、仮修理費用等を修理付帯費用保険金としてお支払いします。</p> <p>看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金 損害保険金をお支払いする事故により、事業の用に供している次に掲げるものが損害を受け、自己の費用で現実にそれらを修復した場合は、それらを損害発生直前の状態に復旧するために必要な修復費用に対して、看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金をお支払いします。</p> <p>①保険の対象がある敷地内、またはその敷地内から100メートル以内にある看板。ただし、保険の対象に含まれる場合を除きます。</p> <p>②保険の対象がある敷地内の屋外設備・什器等のうち、電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線。ただし、保険の対象に含まれる場合を除きます。</p>	<p>損害保険金×30%(1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度)</p> <p>実際に支出した費用(損害保険金×10%が限度)</p> <p>弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)</p> <p>看板および電気・ガス・水道設備等修復費用の額</p> <p>(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度)</p>	
	<p>損害保険金</p> <p>業務用通貨等、業務用預貯金証書の盗難による損害に対して、スタンダード補償で定める限度額を引き上げます。</p>	<p>業務用通貨等</p> <p>・1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度</p> <p>業務用預貯金証書</p> <p>・1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度</p>	<p>スタンダード補償と同様です。</p>
	<p>損害保険金</p> <p>スタンダード補償(②(風災、雹災、雪災))の事故により、保険の対象に生じた損害に対して、その損害の額が20万円以上となった場合に限り、損害保険金をお支払いします。</p> <p>※保険の対象に営業用ゴルフネットおよびこれを設置するためのポールが含まれている場合、それらは補償の対象となりません。</p>	<p>スタンダード補償と同様です。</p>	<p>スタンダード補償と同様です。</p>

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など																		
水災損害保険金定率払・費用保険金等補償対象外特約	<p>損害保険金</p> <p>スタンダード補償⑨水災で定める水災保険金のお支払内容を変更します。この特約により水災による損害の状況が以下に該当する場合に水災保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>損害の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物</td> <td>①保険の対象に新価額の30%以上の損害が生じた場合</td> </tr> <tr> <td>②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に新価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合</td> </tr> <tr> <td>③①および②に該当しない場合で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じたとき</td> </tr> <tr> <td>屋内の設備・什器等、商品・製品等</td> <td>④保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じた場合</td> </tr> <tr> <td>屋外の設備・什器等、商品・製品等</td> <td>⑤保険の対象のある敷地内が、地盤面から45cmを超える浸水により保険の対象に損害が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>時価補償特約を同時にセットする場合、上表の新価額を時価額と読み替えます。</p>	保険の対象	損害の状況	建物	①保険の対象に新価額の30%以上の損害が生じた場合	②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に新価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合	③①および②に該当しない場合で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じたとき	屋内の設備・什器等、商品・製品等	④保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じた場合	屋外の設備・什器等、商品・製品等	⑤保険の対象のある敷地内が、地盤面から45cmを超える浸水により保険の対象に損害が生じた場合	<p>損害の状況に応じて、下表のとおり、保険金をお支払いします(保険金額が限度)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>損害の額×70%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険金額×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度)</td> </tr> <tr> <td>③④⑤</td> <td>②～⑤までのお支払いする保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度</td> </tr> </tbody> </table>	お支払いする保険金の額		①	損害の額×70%	②	保険金額×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度)	③④⑤	②～⑤までのお支払いする保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度	<p>スタンダード補償と同様です。ただし、この特約をセットした場合、スタンダード補償で補償の対象となっている次の費用保険金についてはお支払いの対象となりません。</p> <p>・臨時費用保険金</p> <p>・残存物取片づけ費用保険金</p> <p>・修理付帯費用保険金</p>
	保険の対象	損害の状況																			
建物	①保険の対象に新価額の30%以上の損害が生じた場合																				
	②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に新価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合																				
	③①および②に該当しない場合で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じたとき																				
屋内の設備・什器等、商品・製品等	④保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、保険の対象に損害が生じた場合																				
屋外の設備・什器等、商品・製品等	⑤保険の対象のある敷地内が、地盤面から45cmを超える浸水により保険の対象に損害が生じた場合																				
お支払いする保険金の額																					
①	損害の額×70%																				
②	保険金額×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度)																				
③④⑤	②～⑤までのお支払いする保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度																				
<p>時価補償特約</p> <p>損害保険金</p> <p>この特約により、スタンダード補償A表のうち、新価額とあるものを、下表のとおり時価額に変更します。また、スタンダード補償⑨水災、⑩地震火災費用保険金欄に新価額とあるものを時価額に変更します。</p> <p>■時価補償特約による損害の額の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>損害の額の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>時価額</td> </tr> <tr> <td>屋内設備・什器等</td> <td rowspan="2">新価額から使用や経年による消耗分(減価分)を差し引いた金額を基準とします。</td> </tr> <tr> <td>屋外設備・什器等</td> </tr> </tbody> </table>	保険の対象	損害の額の基準	建物	時価額	屋内設備・什器等	新価額から使用や経年による消耗分(減価分)を差し引いた金額を基準とします。	屋外設備・什器等	<p>損害の額を時価額を基準に算出し保険の対象ごとに、次の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします(保険金額が限度(注))。</p> <p>・保険金額が時価額の80%以上に相当する額である場合</p> <p>損害の額 - 設定した自己負担額</p> <p>・保険金額が時価額の80%未満の額である場合</p> <p>損害の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{時価額の80\%}}$ - 設定した自己負担額</p> <p>(注)保険金額が時価額を超える場合は時価額を限度とします。</p>	<p>スタンダード補償と同様です。</p>												
保険の対象	損害の額の基準																				
建物	時価額																				
屋内設備・什器等	新価額から使用や経年による消耗分(減価分)を差し引いた金額を基準とします。																				
屋外設備・什器等																					
<p>ご契約条件により自動的にセットされる主な特約</p> <p>■事業用明記物件特約 ■ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約 ■先物契約特約</p> <p>■日付誤認免責特約(電氣的・機械的の事故限定補償特約(企業財産包括用)) など</p>																					
<p>■建築中財物に関する補償</p>																					
建築中財物補償特約	<p>損害保険金</p> <p>保険証券記載の工事現場において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。</p>	<p>損害の額(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます。)を損害保険金としてお支払いします。</p> <p>(1回の事故につき、保険金額を限度とし、いかなる場合も30億円を超えないものとします。)</p> <p>※再築、再取得または修理の費用については、請負金額の内訳書を基礎に算出します。ただし、工事費内訳書に損料または償却費を計上した工用仮設材、工用仮設物、工用仮設建物、およびこれに収容されている什器・備品の損害額については、時価額により算出します。</p>	<p>(a)ご契約者、被保険者もしくはこれらの法定代理人、または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害</p> <p>(b)風、雨、雹もしくは砂塵の吹込み、漏入および寒気、霜、氷によって生じた損害</p> <p>(c)戦争、革命、内乱、武装反乱等による損害</p> <p>(d)官公庁による差押え、収用、没収等による損害。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合は保険金をお支払いします。</p> <p>(e)地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</p> <p>(f)核燃料物質等または放射線等による損害</p> <p>(g)保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害</p> <p>(h)工用仮設材として使用される、矢板、くい、H型鋼、その他これらに類するものの打込みや引抜きの際に生じた曲損、破損等の損害</p> <p>(i)保険の対象が損害を被った場合の、次に掲げる費用</p> <p>③ 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用</p> <p>⑥ 湧水の止水または排水費用</p> <p>など</p>																		
	<p>費用保険金</p> <p>臨時費用保険金 この特約で補償する事故により損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用をお支払いします。</p> <p>残存物取片づけ費用保険金 この特約で補償する事故により損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。</p> <p>損害防止費用 この特約で補償する事故により、損害の発生および拡大の防止のために支出した、必要または有益な費用を損害の額に含めてお支払いします。</p>	<p>損害保険金×30%(1回の事故につき、500万円が限度)</p> <p>実際に支出した費用(損害保険金×10%が限度)</p> <p>実際に支出した費用(保険の対象の損害の額に含めて、全体で保険金額が限度)</p>																			
	<p>特別費用</p> <p>請負金額に含まれていない急行貨物割増運賃(注)、残業・休日勤務、夜間勤務による割増賃金を損害の額に含めてお支払いします。</p> <p>(注)航空貨物運賃は補償の対象となりません。</p>	<p>急行貨物割増運賃、残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金の額</p>																			

財物損壊リスクに対する補償			
■ 建築中財物に関する補償			
	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
自動セットされる特約	保険の対象以外の物の原状復旧費用保険金 保険の対象の復旧のため、保険の対象以外の物の取りこわしを必要とする場合に、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を原状復旧費用保険金としてお支払いします。	原状復旧費用の額 (1回の事故につき、300万円が限度)	
	保険の対象のうち工事の対象物およびその資材について、次の損害に対して、損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。 ①被保険者の所有する資材置場等から工事現場までの自動車による陸上輸送中に生じた不測かつ突発的な事故による損害 ②工事現場内において輸送した自動車からの荷卸中に生じた不測かつ突発的な事故による損害	建築中財物補償特約の損害保険金、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金におけるお支払いする保険金の額と同様です。 (ただし、1回の事故につき、損害保険金、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額で100万円が限度)	建築中財物補償特約に掲げる損害のほか、保険中の対象に生じた次に掲げる損害に対しても補償の対象となりません。 (a)荷造りの欠陥に起因して生じた損害 (b)運送の遅延による損害 など
上記のほか、建築中財物補償特約に自動セットされる特約			
■総括契約特約 ■被保険者に関する特約 ■水災危険補償特約 ■1事故の定義に関する特約 ■一部使用による危険補償特約 ■雪災危険補償特約 ■テロ行為等補償対象外特約(建築中財物特約) ■植物補償対象外特約			
メンテナンス期間に関する特約	保険証券記載のメンテナンス期間中において、不測かつ突発的な次のいずれかに該当する事故により、引渡しの完了した保険の対象に生じた損害について、損害保険金をお支払いします。 ①被保険者(発注者を除きます。)が工事の請負契約書に従って行う修補作業の拙劣または過失による事故 ②保険の対象について、その引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した建設作業(試運転および負荷試験を含みます。)の欠陥による事故	損害の額(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用) - 自己負担額(損害の額の20%または50万円のうち高い額) (1回の事故につき、保険金額が限度)	建築中財物補償特約に掲げる内容のほか、次に該当する損害または費用に対しても補償の対象となりません。 (a)被保険者が、法律上または工事の請負契約における発注者に対し自己の費用で復旧すべき責任を負わない損害 (b)ご契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の建設作業の欠陥に起因する事故によって生じた損害 など

売上減少リスクに対する補償			
	保険金の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
休業損失補償特約	(1)下記①～⑩(⑨はオプション)の事故により保険の対象(隣接物件とユーティリティ設備は除きます。)が損害を受けた結果、営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失に対して、保険金をお支払いします。 ①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災、雹(ひょう)災、雪災 ③水災 ④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ⑤給排水設備または被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故による水ぬれ ⑥騒擾(じょう)・労働争議等 ⑦盗難 ⑧破損・汚損等(①～⑦および⑨(オプション)または⑩の事故に該当しない不測かつ突発的な事故) ⑨不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象(注)の電氣的・機械的事故[電氣的・機械的事故限定補償特約(企業財産包括用)] (注)保険の対象は、この特約に定める機械、機械設備または装置をいいます。詳細は弊社代理店または弊社にご照会ください。 ⑩食中毒または特定感染症(注) (注)次の事象をいいます。 ア. 対象施設における食中毒の発生または対象施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき所轄保健所長に届出のあった場合に限り、イ. 対象施設における特定感染症*の発生または対象施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する特定感染症の発生。ただし、その発生について、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき所轄保健所長に届出のあった場合に限り、ウ. 対象施設が上記アの食中毒または上記イの特定感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業禁止その他の処置	1回の事故につき下記アおよびイの合計額を保険金としてお支払いします。 ア. $\text{保険金額} \times \text{休業日数(注1)}$ (復旧期間(注2)内の売上減少(注3)に支払限度率(注4)を乗じて得た額から復旧期間中に支払を免れた経常費(注5)等の費用を差し引いた額が限度) イ. 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用(注6)の次により算出した額が限度 $\left(\text{保険金額} \times \text{休業日数短縮費用により減少させることができた休業日数(注1)} \right)$ ⑩の事故における休業日数が、事故発生日からその日を含めて30日を超える場合は30日を休業日数の限度とし、イの保険金を算出します。 (注1)復旧期間内の休業日数をいい、定休日を除きます。 (注2)保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した期間をいい、通常要すると認められる期間で、かつご契約時に定めた期間(支払限度期間)を超えない期間をいいます。 ⑩の事故においては、事故の発生した時から、厚生労働大臣、保健所、およびその他行政機関による対象施設の営業禁止、停止その他の処置が解除された時までをいいます。 (注3)事故直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残額をいいます。 (注4)直近の会計年度(1か年間)のあら利益の額にその10%を加算して得た額、同期間内の売上高に対する割合をいいます。 (注5)事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。 (注6)損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用および損失防止費用は含まれません。	(a)ご契約者や被保険者またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損失 (b)被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う破壊行為等による損失 (c)自動販売機、駐車場設備における駐車券発行機または精算機等およびこれらに収容される通貨等または動産の盗難等または保険の対象に損害が生じたことによる損失 (d)万引き等によって保険の対象に損害が生じたことによる損失。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は保険金をお支払いします。 (e)国または公共機関による法令等の規制によって生じた損失(⑩の事故による損失を除きます。) (f)雨、雪、雹または砂塵の建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害 (g)戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損失 (h)地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損失 (i)核燃料物質等による損失 など
	(2)上記①～⑨(⑨はオプション)の事故により隣接物件が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金をお支払いします。 (3)上記①～⑦の事故によりユーティリティ設備(敷地外の電気・ガス・水道等の公共設備)が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金をお支払いします。 ※②、③、⑥、⑨(オプション)、⑩および(3)については事故発生日を含む最初の3日間はお支払いの対象となりません。	①の事故により、損失の発生および拡大の防止のために必要または有益な、消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用などを支出した場合	①の事故により、損失の発生および拡大の防止のために必要かつ有益な、消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用などを支出した場合

	保険金の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
家賃補償特約	下記①～⑨(⑨はオプション)に該当する事故により保険証券記載の建物が損害を受けた結果生じた家賃(注)の損失に対して保険金をお支払いします。 (注)家賃とは、建物の賃貸料で以下のものを含まません。また、賃借人のいない戸室または建物については、それが一時的とみられるかぎり、その賃貸料は家賃に算入されず、 ・水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ・権利金、礼金、敷金その他の一時金 ・賄料 ①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災、雹(ひょう)災、雪災 ③水災により保険の対象が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合 ④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ⑤給排水設備または被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故による水ぬれ ⑥騒擾(じょう)・労働争議等 ⑦盗難 ⑧破損・汚損等(①～⑦および⑨(オプション)の事故に該当しない不測かつ突発的な事故) ⑨不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象(注)の電氣的・機械的事故[電氣的・機械的事故限定補償特約(企業財産包括用)] (注)この特約の保険の対象は、この特約に定める機械、機械設備または装置をいいます。詳細は弊社代理店または弊社にご照会ください。	お支払いする保険金の額は、保険価額(注1)を基本に定め、次の金額になります。 a. 保険金額が、保険価額(注1)と同額または保険価額(注1)を超える場合 復旧期間(注2)内に生じた家賃の損失額(保険価額(注1)に支払限度額期間を乗じた額が限度) b. 保険金額が保険価額(注1)より低い場合 次の算式により算出した額 $\text{家賃について復旧期間(注2)内に生じた損失の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(注1)}}$ (注1)損害が生じた時における保険の対象の家賃月額をいいます。 (注2)保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時まで(注1)に要した期間をいい、通常要すると認められる期間および支払限度額期間を超えない期間をいいます。	(a)ご契約者や被保険者またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損失 (b)被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う破壊行為等による損失 (c)国または公共機関による法令等の規制によって生じた損失 (d)雨、雪、雹または砂塵の建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損失 (e)戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損失 (f)地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損失 (g)核燃料物質等による損失 など
	費用保険金 ① の事故により、損失の発生および拡大の防止のために必要かつ有益な、消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用などを支出した場合	実際に支出した費用	(g)核燃料物質等による損失 など
ご契約条件により自動的にセットされる主な特約			
■ボイラ等破裂・爆発損失補償対象外特約 ■日付誤認免責特約(電氣的・機械的事故限定補償特約(企業財産包括用))			

賠償責任リスクに対する補償			
	保険金の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
1～6共通(賠償責任基本特約)	日本国内における、①～⑥までの特約に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金の範囲】 ①損害賠償金(注) 治療費、入院費等の身体の障害に関する法律上の損害賠償金、修理費用等の財物の損壊に関する法律上の損害賠償金 ②損害発生拡大防止費用 事故再現実験費用、現場保存費用等の原因究明費用、損害賠償請求対応のための必要な割増賃金等の労働力費用、事故対応費用、その他損害の発生または防止するために支出した必要または有益な費用 ③権利の保全行使手続費用 権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ④応急手当等の緊急措置費用 応急手当、護送その他緊急措置をとるために必要であった費用 ⑤争訟費用 弊社の同意を得て支出した訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用 ⑥保険会社への協力費用 弊社の求めに応じ、協力するために要した費用 (注)損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額(財物損壊の場合、時価額が基準となります。)、過失割合等によって決定されます。	お支払いする保険金の額は次の金額になります。ただし、①の損害賠償金から自己負担額を差し引いた金額は保険証券記載の支払限度額を限度とし、②～⑥はその全額をお支払いします。 $\text{①損害賠償金} - \text{自己負担額} + \text{②～⑥までの費用(注)}$ (注)損害賠償金が自己負担額を下回る場合であっても、賠償事故のために要した費用は全額お支払いします。	(a)ご契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意 (b)戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動等 (c)地震、噴火、津波、洪水または高潮 (d)核燃料物質等に起因する事故 (e)第三者との約定によって加重された損害賠償責任 (f)被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 (g)被保険者の使用人が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 (h)石綿(アスベスト)または石綿を含む製品の発ガン性その他有害な特性に起因する損害賠償責任(原子力、石綿、汚染危険に関する特約) (i)コンピュータ等の日付処理の誤作動等(日付誤認免責特約(賠償責任基本特約用)) (j)海外での事故、海外の裁判に基づく損害賠償責任(国外訴訟補償対象外特約) など
	① 施設業務行為 賠償責任補償特約 ● 次の事故に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または設備(昇降機を含みます。)に起因する偶然な事故 ・施設の用法に伴う保険証券記載の仕事の遂行に起因する偶然な事故	①～⑥ 共通に記載のお支払いする保険金の額(限度額)が適用されます。	(a)屋根、扉、窓等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 (b)排水または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任 (c)航空機、自動車、動物等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

	保険金の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
1 施設・業務行為賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者または被保険者以外の者が行った身体の拘束、名誉毀損、プライバシーの侵害等の不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(人格権侵害補償特約) 	(人格権侵害補償特約については、施設・業務行為賠償責任補償特約で設定した自己負担額を適用し、1名につき100万円、1回の事故および保険期間中につき500万円が限度)	(d)被保険者が他人に引き渡した財物または仕事の結果に起因する損害賠償責任 (e)LPガス販売業務の遂行またはその結果に起因して生じた損害賠償責任(LPガス販売業務補償対象外特約) (f)被保険者等が行う、診療または治療等、医薬品の調剤等、身体美容または整形、あんま・マッサージ等の施術に起因する損害賠償責任(専門職業人危険補償対象外特約) (g)弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任(専門職業人危険補償対象外特約) (h)石油物質の公共水域への流出による損害賠償責任(油濁損害補償対象外特約) (i)被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者が行った犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害賠償責任(人格権侵害補償特約) など
2 請負業者賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事故に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・保険証券記載の仕事の遂行に起因する偶然な事故 ・仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または設備に起因する偶然な事故 	「1～6 共通」に記載のお支払いする保険金の額(限度額)が適用されます。	(a)地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の損害賠償責任 ◎土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物および付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ◎土地の軟弱化、土砂の流出もしくは流入により地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)やその収容物または土地などに与えた損害賠償責任 ◎地下水の増減に起因する損害賠償責任 (b)排水、排気(煙を含みます。)、塵埃または騒音に起因する損害賠償責任 (c)作業対象物以外の仕事の対象物自体の損壊に基づく損害賠償責任 (d)航空機、自動車(工事場内建設用工作車を除きます。)または船舶(工事区域内作業用船舶を除きます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積込みまたは積卸し作業を除きます。)に起因する損害賠償責任 (e)仕事を終了または放棄した後、その仕事の結果に起因する損害賠償責任 など
3 生産物賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事故に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(生産物)に起因して、保険期間中に生じた偶然な事故 ・被保険者が行った保険証券記載の仕事の結果に起因して、仕事の終了(仕事の対象物の引渡しを要する場合は、引渡し)または放棄の後、保険期間中に生じた偶然な事故 	「1～6 共通」に記載のお支払いする保険金の額(限度額)が適用されます。	(a)生産物または仕事の欠陥に基づく、その生産物または仕事の対象物の損壊自体および使用不能損害に起因する損害賠償責任 (b)LPガス販売業務の遂行またはその結果に起因して生じた損害賠償責任(LPガス販売業務補償対象外特約) (c)被保険者等またはその他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事の結果に起因する損害賠償責任(生産物特約) ◎身体の障害の治療、軽減、予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方箋の作成および交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血その他医師もしくは歯科医師が行うのであれば人体に危害を生ずるおそれがある行為 ◎薬品の調剤または投与 ◎はり、きゅう、あんま、マッサージ等 ◎建築士、土地家屋調査士等、または獣医師以外の者が行うことを禁じられた専門的職業行為 など
4 保管者賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が管理する他人(所有権留保条項売買契約の買主を含みます。)の自動車に次掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたことにより、自動車について正当な権利を有する方に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 	実際に要した費用(1回の事故につき、次のいずれか少ない額を限度とし、生産物賠償責任補償特約でお支払いする保険金の額と合算して保険証券記載の支払限度額が限度) ①他人の身体または対象物以外の財物に生じた損害額のうち被保険者が負うべき損害賠償の額 ②300万円)	(a)自然の消耗、性質による蒸れ、かび、腐敗、さび等による保管物の損壊に起因する損害賠償責任 (b)給排水管、暖冷房装置、消火栓等からの蒸気、水の漏出、溢出による保管物の損壊に起因する損害賠償責任 (c)屋根、扉もしくは通風孔等から入る雨または雪等による保管物の損壊に起因する損害賠償責任
5 自動車管理者賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が管理する他人(所有権留保条項売買契約の買主を含みます。)の自動車に次掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたことにより、自動車について正当な権利を有する方に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 	実際に要した費用(1回の事故および保険期間中につき、300万円が限度)	(a)自然の消耗、性質による蒸れ、かび、腐敗、さび等による保管物の損壊に起因する損害賠償責任 (b)給排水管、暖冷房装置、消火栓等からの蒸気、水の漏出、溢出による保管物の損壊に起因する損害賠償責任 (c)屋根、扉もしくは通風孔等から入る雨または雪等による保管物の損壊に起因する損害賠償責任

	保険金の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
4 保管者賠償責任補償特約	(a)保管物が保険証券記載の保管施設内に保管されている期間 (b)保管物が保険証券記載の目的に従い、保管施設外で管理されている期間。ただし、運送中の事故を除きます。		(d)保管物が委託者に引き渡された日からその日を含めて2週間を経過した日以降に発見された保管物の損壊、紛失、盗難、詐欺に起因する損害賠償責任(引渡し後の損害補償対象外特約) など
5 自動車管理者賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が管理する他人(所有権留保条項売買契約の買主を含みます。)の自動車に次掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたことにより、自動車について正当な権利を有する方に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 	(a)自動車に次掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたことにより、自動車について正当な権利を有する方に対して被る損害 (b)自動車に次掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたことにより、自動車について正当な権利を有する方に対して被る損害	(a)ご契約者、被保険者もしくはこれらの方の法定代理人、被保険者の被用者または被保険者と同居する親族が行い、または加担した盗取または搾取に起因する損害賠償責任 (b)委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊、紛失、盗取・詐欺に起因する損害賠償責任 (c)盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任 (d)被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊、紛失、盗取・詐欺に起因する損害賠償責任 (e)通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合は保険金をお支払いします。 (f)無免許運転または飲酒運転で、預った自動車を運転している間の損壊に起因する損害賠償責任 など
6 クリーニング特約	<ul style="list-style-type: none"> ●顧客より預かった洗たく物(※)が保険期間中に損壊し、盗取または詐欺されたこと、および洗たく物の紛失または誤配によって、洗たく物について正当な権利を有する方に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。 (注)保険証券記載の保管施設内または業務の通常の過程として一時的に保管施設外において、クリーニング(洗剤または溶剤を使用して原型のまま洗たくすることをいいます。)のために受託する衣類その他の繊維製品または皮革・毛皮製品をいいます。	お支払いする保険金の額は次の算式により算出されます。ただし、①の損害賠償金から自己負担額を差し引いた金額は保険証券記載の支払限度額を限度とし、②～④はその全額をお支払いします。また①の損害賠償金は時価額を限度とします。 $\text{①損害賠償金} - \text{自己負担額} + \text{②～④までの費用}$	(a)ご契約者、被保険者もしくはこれらの方の法定代理人、被保険者の被用者または被保険者と同居する親族が行い、または加担した盗取または搾取に起因する損害賠償責任 (b)洗たく物の欠陥もしくは洗たく物の自然の変化(自然の状態における消耗、変色、のび、ちぢみ、風合の変化、形崩れ等をいいます。)、かびその他これらに類するものまたはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任 (c)洗たく物の修理または加工(染色、色ぬきを含みます。)によるその洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任 (d)クリーニングの技術上の重大な過失による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合は保険金をお支払いします。 (e)洗たく物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に、洗たく物について正当な権利を有する方から被保険者に通知が行われたその洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任 など
7 生産物賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が管理する他人(所有権留保条項売買契約の買主を含みます。)の自動車に次掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたことにより、自動車について正当な権利を有する方に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 	実際に要した費用(1回の事故および保険期間中につき、300万円が限度)	(a)ご契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、あるいは加担した盗取または搾取に起因する損害賠償責任 (b)委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊、紛失、盗取・詐欺に起因する損害賠償責任 (c)盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任 (d)被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊、紛失、盗取・詐欺に起因する損害賠償責任 (e)通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合は保険金をお支払いします。 (f)無免許運転または飲酒運転で、預った自動車を運転している間の損壊に起因する損害賠償責任 など
8 リコール費用補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が管理する他人(所有権留保条項売買契約の買主を含みます。)の自動車に次掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたことにより、自動車について正当な権利を有する方に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 	実際に要した費用(1回の事故および保険期間中につき、300万円が限度)	(a)ご契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、あるいは加担した盗取または搾取に起因する損害賠償責任 (b)委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊、紛失、盗取・詐欺に起因する損害賠償責任 (c)盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任 (d)被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊、紛失、盗取・詐欺に起因する損害賠償責任 (e)通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合は保険金をお支払いします。 (f)無免許運転または飲酒運転で、預った自動車を運転している間の損壊に起因する損害賠償責任 など
9 使用不能損害補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が管理する他人(所有権留保条項売買契約の買主を含みます。)の自動車に次掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたことにより、自動車について正当な権利を有する方に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 	実際に要した費用(1回の事故および保険期間中につき、300万円が限度)	(a)ご契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、あるいは加担した盗取または搾取に起因する損害賠償責任 (b)委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊、紛失、盗取・詐欺に起因する損害賠償責任 (c)盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任 (d)被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊、紛失、盗取・詐欺に起因する損害賠償責任 (e)通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合は保険金をお支払いします。 (f)無免許運転または飲酒運転で、預った自動車を運転している間の損壊に起因する損害賠償責任 など

下請人再委託中補償特約	保険金の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
出張作業に関する特約	自動車管理者賠償責任補償特約にセットできます。 被保険者の下請負人に自動車を再委託している間に損壊もしくは紛失し、または詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する方に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。	自動車管理者賠償責任補償特約の限度額が適用されます。	(a)下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する損害賠償責任 (b)下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任 など
6 旅館賠償責任補償特約	自動車管理者賠償責任補償特約にセットできます。 出張作業中の事故により、自動車について正当な権利を有する方に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。ただし、下請人再委託中補償特約がセットされている場合でも、再委託中の出張作業中は補償の対象となりません。	自動車管理者賠償責任補償特約の限度額が適用されます。	
	(1)施設危険補償条項 次の事故に起因して他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・旅館等の営業に関して、被保険者が所有、使用、管理する施設の構造上の欠陥や管理の不備による偶然な事故 ・旅館業務の遂行中の偶然な事故 (2)生産物危険補償条項 旅館等の営業に関して、被保険者が施設で販売または提供した飲食物もしくは商品が原因で、被保険者の手を離れた後に発生した偶然な事故に起因して他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (3)保管物危険補償条項 旅館等の営業に関して、被保険者が旅館施設内で保管または管理している他人の財物を取扱上の不注意により損壊し、紛失し、盗取されたことにより、保管物について正当な権利を有する方に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	「1」～「6」共通に記載のお支払いする保険金の額(限度額)が適用されます。 (保管物危険補償における①の損害賠償金は、時価額が限度)	【施設危険】 (a)航空機、自動車、動物等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (b)屋根、扉、窓等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 (c)被保険者等が行う、診療または治療等、医薬品の調剤等、身体美容または整形、あんま・マッサージ等の施術に起因する損害賠償責任(専門職業人危険補償対象外特約) など 【生産物危険】 生産物の欠陥に起因してその生産物自体が損壊したことによる賠償責任 など 【保管物危険】 (a)被保険者や同居する親族またはその使用人等が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 (b)被保険者の使用人が所有または私用する財物が損壊、紛失、盗取されたことにより起因する損害賠償責任 (c)お客様の自動車の中にある財物が損壊、紛失、盗取されたことにより起因する損害賠償責任 など
	この特約には、下記の特約が自動セットされています。 ●工事危険補償特約(旅館賠償費用) ●記名被保険者間交差責任補償特約 ●生産物に関する特約 ●専門職業人危険補償対象外特約		
7 借家人賠償責任・修理費用総合補償特約	<借家人賠償責任> 日本国内に所在する保険証券記載の借戸室(建物全体を借用している場合は建物全体をいいます。)が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により滅失、損傷、汚損した場合に被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったことにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金の範囲】 ①貸主に支払うべき損害賠償金 ②争訟費用 ③弊社の同意を得て支出した示談交渉等に要した費用 ④保険会社への協力費用 ⑤権利保全行使手続費用 ※②④⑤は「1」～「6」共通に記載の費用と同様です。	お支払いする保険金の額は次の算式により算出されます。 ①損害賠償金 + ②～⑤までの費用 (①の損害賠償金は、保険証券記載の支払限度額を限度とし、②～⑤まではその全額をお支払いします。ただし、②および③の費用は①の損害賠償金が支払限度額を超える場合にはその支払限度額の①損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。)	(a)ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 (b)地震、噴火またはこれらによる津波による損害 (c)被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 (d)借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、その他単なる外観上の損傷であって、借戸室の機能に直接関係のない損害 など
	<修理費用> 日本国内に所在する保険証券記載の借戸室に不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合において賃貸借契約等に基づき、自己の費用で現実に修理を行ったときの費用(注)を補償します。 (注)実際に要した修理費用のうち次に掲げるもの以外の費用をいいます。 ①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部 ②玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室居住者の共同の利用に供せられるもの	実際に要した修理費用 (1回の事故につき、300万円が限度)	(a)ご契約者、被保険者、借戸室の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 (b)地震、噴火またはこれらによる津波による損害 (c)借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、その他単なる外観上の損傷であって、借戸室の機能に直接関係のない損害 など

これってどういう意味?

用語の解説 **契約者**:ご契約の当事者で保険契約上のさまざまな権利、義務を持たれる方 **時価額**:新価額から使用や経年による消耗分(減価分)を差し引いた金額 **敷地内**:特別な約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 **自己負担額**:ご契約いただいた保険・特約(オプション)で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額 **新価額**:同等の価値のものを再築または再取得するために必要な金額 **特約(オプション)**:特別に補償範囲を広げたり、狭めたりする、あるいは基本補償の内容を補足したり変更したりするもの **被保険者**:(財物損壊リスクに対する補償)保険の補償を受けられる方、(売上減少リスクに対する補償)損失を被る方で、保険証券に記載された方、(賠償責任リスクに対する補償)保険証券記載の被保険者および賠償責任基本特約にセットする補償特約記載の被保険者 **保険期間**:保険のご契約期間 **保険金**:お受け取りになる補償金 **保険料**:お支払いいただく掛け金

保険期間・保険料のお支払方法

保険期間
1年契約、短期契約、長期契約(10年まで)
●建築中財物補償特約、または保険料を算出する際に売上高・入場者数・請負金額等を使用する賠償責任リスクに対する補償をセットされた場合の保険期間は1年のみとなります。
●売上減少リスクに対する補償または保険料を算出する際に面積等を使用する賠償責任リスクに対する補償がセットされた場合の保険期間は5年が最長となります。ただし、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約のみ保険期間10年まで設定できます。

地震保険 1年～最長5年間

保険料のお支払方法 ビジコンでは主に以下のお支払方法をご用意しています。
(ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。)

<p>●口座振替 口振 お客さまご指定の口座からの引き落とし</p> <p>一時払 分割払注</p>	<p>●コンビニ払 (後払方式) コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局で、「払込票」によるお支払い</p> <p>一時払</p> <p>※保険料が30万円以下の場合にご利用いただけます。</p>	<p>●クレジットカード払 (携帯電話方式) 「QR」コードを読み取りその場で手続き</p> <p>一時払</p> <p>QRコード</p>	<p>●請求書払 「請求書」による弊社指定口座へのお振込み</p> <p>一時払</p> <p>請求書 ¥00,000-</p>
---	--	--	--

上記のお支払方法以外に**現金**によるお支払いも可能です。

払込方法	地震保険以外	地震保険
口振	5%	5%
現金	10%	6%

(注)分割払について
●分割払は、12回分割12回払のみとなります。
●一時払保険料が20万円未満となる分割払の場合に右記の割増がかかります。

見たいときにいつでも見られる! ペーパーレスでエコに貢献!

保険約款はインターネットで

約款はインターネットでご提供します。
詳しくは **http://www.nisshinfire.co.jp**
※インターネット環境がないお客さまのために、紙約款もご用意しています。紙約款を希望される場合は、弊社または弊社代理店にお問い合わせください。※インターネット約款、紙約款の別を問わず、証券は紙の証券をお届けします。

ご契約時のご注意

告知義務・通知義務等について

- (1)ご契約締結時における注意事項(告知義務等)
- 財物損壊リスクに対する補償**
ご契約者または被保険者には、告知事項(申込書に★印または☆印で示した事項となります。)について弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

主な告知事項	保険の対象の所在地 保険の対象である建物および保険の対象を収容する建物の構造・用法 保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無
--------	--
 - 売上減少リスクに対する補償**
ご契約者または被保険者には、告知事項(申込書に★印または☆印で示した事項となります。)について弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、この特約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

主な告知事項	保険の対象の所在地 保険の対象である建物等の構造・用法 保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無
--------	---
 - 賠償責任リスクに対する補償**
ご契約者または被保険者には、告知事項(申込書に★印または☆印で示した事項となります。)について弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、この特約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

主な告知事項	保険の対象となる施設、業務、生産物、保管物等の内容 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無
--------	---

- (2)ご契約締結後における注意事項(通知義務等)
- 財物損壊リスクに対する補償**
ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次のアまたはイの事項(通知事項)に変更がある場合に、弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合には、遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ウ、またはエ、に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことや十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

ア. 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造・用途の変更	イ. 保険の対象の他の場所への移転
ウ. 転居等によるご連絡先・ご住所等の変更	エ. 保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし 等

② 売上減少リスクに対する補償

ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次のア、またはイ、の事項(通知事項)に変更がある場合に、弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、この特約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ウ、の変更がある場合に、通知いただけなかったときは、十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

ア. 保険証券記載の建物等の構造・用途の変更 イ. 営業の場所の変更 ウ. 保険証券記載の建物等の増改築や一部取りこわし 等

③ 賠償責任リスクに対する補償

ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、告知事項のうち申込書または保険証券に☆印で示した事項に変更がある場合は、弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合には遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、この特約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

(3) ご契約締結後における注意事項(保険契約・特約のお引受対象とならない場合)

ご契約締結後、ご契約内容に変更・追加がある場合は、ご契約いただいているビジネス総合補償特約付企業財産包括保険、地震保険でのお取扱いができません。詳細につきましては、重要事項説明書Ⅱ(注意喚起情報のご説明)でご確認ください。この場合、ご契約いただいている保険契約・特約を解除させていただくことがありますので、必ず弊社へご連絡ください。

(4) ご契約締結後における注意事項(ご契約または特約の失効)

ご契約締結後、次の事実が発生した場合は、ご契約いただいている保険契約または特約は失効します。なお、財物損壊リスクに対する補償が失効する場合は、その他の補償特約を含めこの保険契約全体が失効します。

① 財物損壊リスクに対する補償

ア. 保険の対象の全部が滅失した場合 イ. 保険の対象が譲渡された場合(注)

(注) 保険の対象の譲渡前にあらかじめご連絡いただくことによって、保険契約を譲受人に譲渡する手続を行うことも可能です。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

② 売上減少リスクに対する補償

被保険者の営業が廃止となった場合

重複する契約について

保険の対象となる建物および設備・什器等において、既に他の保険契約・共済契約にご加入の場合は、必ず事前にお申出ください(重複すると十分な補償が得られない場合や保険金をお支払いできない場合があります。)。また、特約火災保険にご加入されている場合は、ビジコンにご加入できませんのでご注意ください。

事故が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期について

(1) 事故が発生した場合について

この保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手続をお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、保険金の一部がお支払いができないことがありますのでご注意ください。

★損害賠償に関する事故におけるご注意★

損害賠償に関する事故の場合、損害賠償の請求の全部または一部を承認される時は、必ず弊社にご相談のうえ、承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますのでご注意ください。

(2) 保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、これらは例示であり、特約ごとの事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

① 財物損壊リスクに対する補償

ア. 保険金請求書 イ. 登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類
ウ. 保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
エ. 被害が生じた物の価額を確認できる書類(領収書等)、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類 等

② 売上減少リスクに対する補償

ア. 保険金請求書 イ. 登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類
ウ. 直近会計年度の損益計算書等損失の程度等を判定するための書類 等

③ 賠償責任リスクに対する補償

ア. 保険金請求書
イ. 被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
ウ. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合は、その領収書とします。)
および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。) 等

(3) 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ② 専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

賠償責任に関する特約(オプション)について【先取特権】

事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、保険金を優先的に支払われる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接保険金をお支払いします。

ご契約内容に変更が生じた場合・事故が発生した場合

必ずご連絡ください

ご契約内容に変更が生じた場合

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または日新火災までご連絡ください。

ご契約内容に変更が生じた場合、遅滞なく通知いただきませんと、保険金をお支払いできなかつたり、保険契約を解除させていただく場合がございます。変更内容については必ずご連絡ください。

事務所の移転
店舗を売却

工場の増築



変更内容の確認などを行います。その後、弊社営業店または取扱代理店より必要書類のご案内をさせていただきます。

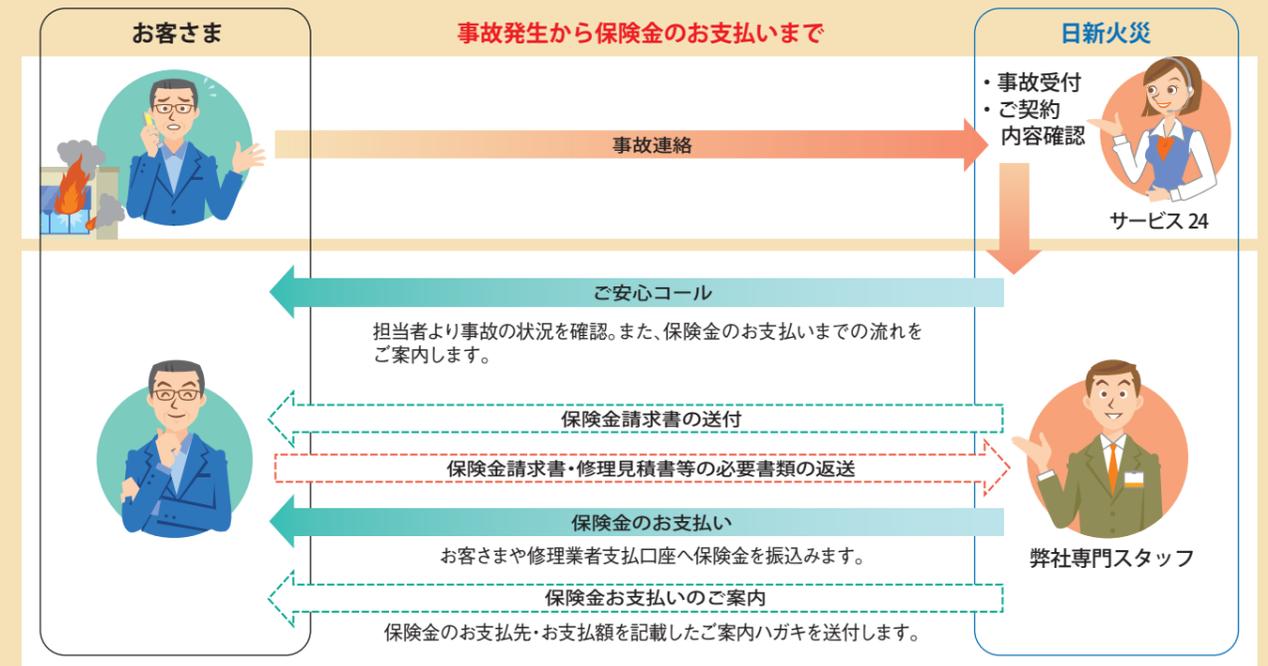
変更の内容によっては、ご契約を解約いただく場合や、他の火災保険にご加入いただく場合がございます。

ご契約内容に関するご質問やご相談等の問合せは、日新火災テレホンサービスセンター

日新火災テレホンサービスセンター **フリーダイヤル 0120-616-898** までお電話を!
【受付時間：9:00~20:00(平日)、9:00~17:00(土日・祝日)】 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

事故が発生した場合

サービス24にて、お客さまから事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。また、全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。



事故受付は、サービス24 **サービス24** 24時間・365日受付 **フリーダイヤル 0120-25-7474**
携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

- ・このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。
- ・保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会いただくかご契約のしおりをご参照ください。
- ・保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください。
- ・弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報のお取扱いに関するご案内」をご確認ください。
- ・弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。